

議事日程第五号
平成三十年二月二十三日(金曜日)
午前十時開議

第一、一般質問
第二、知事の説明
第三、予算特別委員会への議案付託の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#####

午前十時開議

本日の出席議員 四十名

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 一 番 | 薄井司 | 二 番 | 加賀屋千鶴子 |
| 三 番 | 吉方清彦 | 四 番 | 石川徹 |
| 五 番 | 佐々木雄太 | 六 番 | 杉本俊比古 |
| 七 番 | 鈴木健太 | 八 番 | 佐藤信喜 |
| 九 番 | 加藤麻里 | 十 番 | 佐藤正一郎 |
| 十一 番 | 三浦茂人 | 十二 番 | 小原正晃 |
| 十三 番 | 沼谷純 | 十四 番 | 今川雄策 |
| 十五 番 | 鈴木雄大 | 十六 番 | 高橋武浩 |
| 十七 番 | 平山晴彦 | 十八 番 | 石川ひとみ |
| 十九 番 | 東海林洋 | 二十 番 | 渡部英治 |
| 二十一 番 | 菅原博文 | 二十二 番 | 佐藤雄孝 |
| 二十三 番 | 北林丈正 | 二十四 番 | 竹下博英 |
| 二十五 番 | 原幸子 | 二十七 番 | 田口博聡 |
| 二十九 番 | 三浦英一 | 三十 番 | 土谷勝悦 |
| 三十一 番 | 工藤嘉範 | 三十二 番 | 近藤健一郎 |

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 三十三番 | 加藤 鉦一 | 三十四番 | 佐藤 賢一郎 |
| 三十五番 | 小松 隆明 | 三十七番 | 柴田 正敏 |
| 三十八番 | 大関 衛 | 三十九番 | 川口 一 |
| 四十番 | 小田 美恵子 | 四十一番 | 鶴田 有司 |
| 四十二番 | 鈴木 洋一 | 四十三番 | 北林 康司 |
| 二十八番 | 石田 寛 | 一 名 | |

出席議員 三十九名

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 一 番 | 薄井司 | 二 番 | 加賀屋千鶴子 |
| 三 番 | 吉方清彦 | 四 番 | 石川徹 |
| 五 番 | 佐々木雄太 | 六 番 | 杉本俊比古 |
| 七 番 | 鈴木健太 | 八 番 | 佐藤信喜 |
| 九 番 | 加藤麻里 | 十 番 | 佐藤正一郎 |
| 十一 番 | 三浦茂人 | 十二 番 | 小原正晃 |
| 十三 番 | 沼谷純 | 十五 番 | 鈴木雄大 |
| 十六 番 | 高橋武浩 | 十七 番 | 平山晴彦 |
| 十八 番 | 石川ひとみ | 十九 番 | 東海林洋 |
| 二十 番 | 渡部英治 | 二十一 番 | 菅原博文 |
| 二十二 番 | 佐藤雄孝 | 二十三 番 | 北林丈正 |
| 二十四 番 | 竹下博英 | 二十五 番 | 原幸子 |
| 二十七 番 | 田口博聡 | 二十九 番 | 三浦英一 |
| 三十 番 | 土谷勝悦 | 三十一 番 | 工藤嘉範 |
| 三十二 番 | 近藤健一郎 | 三十三 番 | 加藤 鉦一 |
| 三十四 番 | 佐藤 賢一郎 | 三十五 番 | 小松 隆明 |
| 三十七 番 | 柴田 正敏 | 三十八 番 | 大関 衛 |
| 三十九 番 | 川口 一 | 四十 番 | 小田 美恵子 |
| 四十一 番 | 鶴田 有司 | 四十二 番 | 鈴木 洋一 |
| 四十三 番 | | 四十四 番 | 鈴木 洋一 |

四十三番 北林 康 司

#####

地方自治法第二百一十一条による出席者

| | |
|-----------------|-------|
| 知事 | 佐竹 敬久 |
| 副知事 | 堀井 啓一 |
| 副知事 | 中島 英史 |
| 観光文化スポーツ部理事 | 前川 浩 |
| 総務部長 | 島崎 正実 |
| 総務部危機管理監(兼) 広報監 | 鎌田 雅人 |
| 企画振興部長 | 佐々木 司 |
| あきた未来創造部長 | 妹尾 明 |
| 観光文化スポーツ部長 | 草薨 作博 |
| 健康福祉部長 | 保坂 学 |
| 生活環境部長 | 田中 昌子 |
| 農林水産部長 | 佐藤 博 |
| 産業労働部長 | 水澤 聡 |
| 建設部長 | 柴田 公博 |
| 会計管理者(兼) 出納局長 | 佐藤 満 |

総務部次長 名越 一郎

財政課長 神部 秀行

教育委員会教育長 米田 進

警察本部長 森末 治

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

#####

議長 報告 (朗読省略)

一、二月二十三日、知事から次の議案が提出された。また、下段のとおりそれぞれ関係委員会に付託した。

(付託委員会)

- (1) 議案第一〇六号 平成二十九年度秋田県一般会計補正予算(第一二号)
- (2) 議案第一〇七号 平成二十九年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について
- (3) 議案第一〇八号 平成二十九年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更について
- (4) 議案第一〇九号 平成二十九年度林道事業に要する経費の一部負担の変更について
- (5) 議案第一一〇号 平成二十九年度港湾事業に要する建設委員会

る経費の一部負担の変更について

農林水産委員会 三件
建設委員会 一件

一、二月二十一日、監査委員から平成三十年二月六日付け住民監査請求に係る受理について通知があり、二月二十二日、議員に配付した。

#####

監査報告書

登載省略

#####

●議長（鶴田有司議員） 日程第一、一般質問を行います。

本日は、十四番今川雄策議員、十三番沼谷純議員、五番佐々木雄太議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。まず、十四番今川議員の発言を許します。

【十四番（今川雄策議員）登壇】（拍手）

●十四番（今川雄策議員） おはようございます。自民党の今川です。質の機会をお与えいただきました議員各位、そして、日ごろから様々な面におきましてお支えをいただいております多くの皆様から、寒い時期にもかかわらず早朝より議場で傍聴していただきますことに、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今期は雪が少ないと思っていたところ、年が明け、日本列島各地で断続的に異常な降り方となり、雪による痛ましい事故も多く発生しております。被害に遭われました方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

かつて田中元総理は、地元愛を込めて、「新潟県人の自分にとって、雪はロマンじゃない。雪というのは生活との闘いである」との原点に立って、政治家としてたぐいまれな発想をし、行動をとってきたと語り継がれております。県内では、今も雪が降り続いております。雪国だけ

ら当たり前のこととはいえ、「雪寄せ」に苦勞する方々、特に高齢者の方々の姿や声が、地域社会の厳しい現実を浮き彫りにします。一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦だけの世帯など、今までは当たり前にできていたことも当たり前にできないことが当たり前になる、「生活との闘いをしていく社会」がもう既に始まっております。今後は、これらのことに対応していくための、共助を基本とした地域コミュニティと地域社会システムの構築が肝要であると認識をしております。

本県の現状と今後の姿を見ると、「少子・高齢と人口の減少」という大きな壁が、あらゆる課題の根底にあることは否めません。今議会に示されました平成三十年度当初予算、そして「第三期ふるさと秋田元氣創造プラン」では、置かれた厳しい現状の中にあつて、県民と県が心一つになってこの大きな壁を打ち破るための提起がなされたものと思います。後ろ向き、悲観することなく、明日はきつといい日になるというフレーズを胸に、前向きな心構えで、私自身、残すところあと一年となつた今任期を邁進していくことを改めて心に誓い、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、県と市町村との連携についてお伺いいたします。

このたび示された第三期プラン案には、人口減少下にあつても行政サービスの水準を維持し、地域課題の解決を図っていくためには、県、市町村がさらに連携を深め、協働して取り組むことが重要であるとあります。特に、公共施設やインフラは、高度経済成長期に、人口の増加と社会経済の進展からの要請に応じて集中的に整備されてきました。しかし、時代が移り、少子高齢化、人口減少が続く、財政資源も限られる中で、老朽化が進む公共施設、インフラをどうするかが差し迫った問題となっております。

ここで、ただ公共施設やインフラを廃止することだけをこの課題の解決として捉えるのではなく、効率がよく、質と水準の高い施設やインフラを整備し、長寿命化を図って利活用しやすいものとして維持していく

ことが大切であります。例を挙げれば、流域下水道である県の臨海処理区と単独公共下水道である秋田市八橋処理区との県・市連携による統合事業は、既存の施設を有効活用しながら、今後五十年の効果として、建設及び改築更新費の面で約五十億円の削減、維持管理費の面では約七十億円の削減効果が想定されるなど、コストの面での効率化も期待できるものとなっております。「秋田モデル」として評価されております。また、県北地区三市三町一組合の協働で行う広域汚泥処理事業や、横手市の単独公共下水道や大仙市の農業集落排水などの流域下水道への統合に向けた取り組みなど、人口減少が進み、県や市町村の財政状況が厳しさを増す中、これらの事業のように県と市町村が連携をし、類似施設の集約化することは、持続可能な県政運営と住民サービスの維持・向上を図る上で、必要かつ有効的な施策であると思えます。

このような社会の状況の中で、県と市町村で類似する公共施設やインフラについては、その管理や整備について、今後さらに連携を強め、そのあり方を検討していくことが重要なことであると認識をします。また、公共施設やインフラの維持・構築のみならず、行政システムの面でも効率化を図るなど、様々に県と市町村との協働と連携が必要となってくるものと思われます。これからの県と市町村との連携について、どのような方向で進めていくのか、知事の所見を伺います。

次に、再犯防止対策について伺います。

平成二十八年十二月、刑務所を出た人の再犯を防ぐための取り組みを国と地方公共団体の責務と明記した、議員立法である「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しました。検挙者に占める再犯者の割合を示す再犯者率は、全国で、平成十八年が三八・八％、平成二十三年が四三・八％、そして平成二十八年が四八・七％と年々上昇しており、同じく本県においても、平成二十四年が四五・二％、平成二十八年は五〇％を超えており、平成二十六年以降は、全国の数値を上回っている現状であります。つまり、犯罪は、同じ人が繰り返し起こしている割合が高い

ということであり、その割合も年々増えているということでもあります。その理由として、社会に戻っても仕事が見つからず、社会的に支えてくれる人もおらず、住む所さえ確保できないため、再び犯罪に手を染めてしまうということが言われております。このため、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっております。犯罪をした者の立ち直りを助け、円滑に社会復帰させることが重要となります。

国では、この再犯防止推進法のもと、平成三十年度から五年間で政府が取り組む再犯防止施策を盛り込んだ初めての計画となる「再犯防止推進計画」を、昨年十二月に閣議決定しました。計画では「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進することや、犯罪被害者などの存在を十分に認識し、犯罪をした者などに犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のためにみずから努力させることの重要性を踏まえて実施するなど、五つの基本方針を設定するとともに、保健医療・福祉サービスの利用促進、民間協力者の活動促進など、七つの重点課題での施策を進めていくこととしており、その中の一つに、地方公共団体との連携強化が掲げられております。その課題として、犯罪をした者は、地域の中でどのような問題、悩みを抱え、どのような支援を必要としているのか、支援を必要としている者はどのくらいいるのか、犯罪をした者の支援に当たって、地方公共団体として何をなすべきなのか、犯罪をした者の支援に理解があり、支援の担い手となり得るNPOや団体などほどの程度あるのかなどが挙げられております。さらに、地方公共団体の取り組み例として、就労・住居の確保に対する支援や、再犯防止のために地域で活動する民間協力者に対する支援、広報・啓発などが挙げられております。

そこで、本県において、これまでどのような再犯防止対策上の取り組みをし、どのような課題があると認識されているのか、知事の所見を伺

います。

また、推進法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を講じ実施する責務があることや、地方公共団体における再犯防止などに関する施策の推進計画を定めるよう努めなければならぬということが明記され、国と地方公共団体との連携強化による再犯防止対策が望まれております。あくまでもこの推進計画の策定は、地方公共団体の努力義務とされておりませんが、犯罪をした者などが、多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防ぐ一助となるよう、全国一の安全・安心な生活を送れる秋田を目指すべきと考えます。

そこで、現状を踏まえた秋田県版の地方再犯防止推進計画を策定するべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、熊対策について伺います。近年、ツキノワグマの目撃被害が急増しております。地元のご秋田市でも、昨年の出沒数は異常でした。しかも、人の多く集まる小泉潟公園や中央公園、仁別の「まんたらめ」、学校といった公共施設や、手形、広面、御所野、桜ガ丘など住宅地まで広範囲に現れ、住民に大きな不安を与えています。全県での相次ぐ人里への出沒に応じて、熊の有害駆除も増えておりますが、県では、熊対策の基本となる生息数について改めて把握しようと、センサーカメラを使ったモニタリング調査を始めております。取り組みの一年目ですが、調査の結果と得られた知見は、今後の熊対策で有効に生かされものと期待をします。

また、熊の人里への出現が増えた理由の一つとして挙げられているのが、ブナの実など山での食料が不足しているのではないかということであり、東北森林管理局が発表したブナの結実調査結果では、秋田県は二十八年、二十九年と続く、ほとんど実がならない「大凶作」とのことで、間もなく春に入り、冬眠から目覚めた空腹の熊が人里に餌を求め

て来ることが予想されます。

県では、熊対策の新たな試みとして、市町村と協働して熊の生息域と住民の生活域をゾーンで区分する、つまり「すみ分け」を図るということでしようか、そしてそのゾーンに適した対策を講じるとしておりますが、地区数を絞ったモデル的な取り組みとのことであり、成果が非常に限定的ではないかと心配しております。この春から予想される熊の人里への出現を食い止める対策を、どう捉えられているのでしょうか、知事の御所見を伺います。

次に、高齢者の交通安全対策について伺います。

平成二十八年から五年間計画として掲げられた第十次秋田県交通安全計画において、交通事故死者数を二〇二〇年までに三十人以下とする目標を設定しておりますが、計画の二年目でその目標の達成となりました。しかしながら、現在も多くの方々が交通事故に遭っており、特に車社会で高齢化が進む本県において、高齢者の交通安全対策が重要となります。免許更新時の高齢者講習や認知機能検査を受けることにより、自らの認知能力や運転技術の度合いを確認できますが、運転経験が長く、運転に自信があるという高齢者の過信が事故の要因となっていることを考えると、ふだん気軽に高齢者が無意識に行っている運転の特徴を自覚でき、技術上のアドバイスなどを受けられる機会や制度があればいいのではないのでしょうか。

また、ドライブレコーダーは事故の状況を記録するだけでなく、運転の癖や技術の未熟を把握するツールにもなることから、特に高齢ドライバーに対し、ドライブレコーダーの設置を奨励するなどの取り組みはどうかなどと思いますが、いかがでしょうか。

交通事故死者数の目標達成に満足することなく、交通事故根絶の理念に基づき、県警察が中心となり、国や市町村、交通指導隊等関係民間団体とも連携をしながら、日本一安全で誰もが安心して暮らせる秋田の実現に向けて、鋭意取り組んでいただきたいと願うものであります。

次に、県警察における働き方改革について伺います。

厳しい治安情勢や人口減少・少子高齢社会への対応、警察施設の老朽化など、様々な課題が山積している中で、本県警察はこれまで、警察署及び交番・駐在所の統廃合を含む大規模な組織機構の再編整備を行い、警察力を強化し、全国トップクラスの検挙率を維持するなど、数々の成果を挙げられてきました。また、これからのあるべき目指す姿として、日本一安全で誰もが安心して暮らせる秋田の実現に向けた「力強い警察」を目標に掲げております。このような中で、昨年、秋田県警が認知した刑法犯の検挙率は、前年比九・一ポイント増の七八・四％で、二年連続で全国トップ、また、認知件数も前年より五百十九件少ない二千四百二十八件であり、十六年連続で減少し、二年ぶりに全国最少となりました。さらには、県内の交通事故死亡者数が、前年比二十四人減の三十人であり、六十五年ぶりに三十人以下、前年からの減少率四四・四％と、全国の都道府県の中で最大の減少率となりました。

限られた人員、限られた予算の中で、県民の安全・安心を確保する、県民のより身近な抑止を果たす役割と、特殊詐欺やサイバー犯罪、国際テロなどへの対処など、より高度な広範囲での役割を持つなど、いわば特殊な業務を担う警察に対する県民の信頼は大きなものがあります。

さて、安倍内閣の掲げる施策の目玉の一つとして、「働き方改革」が挙げられております。先月開会した第九十六回国会における総理の施政方針演説の中では、新しい時代を切り開くため、誰もが能力を発揮できる柔軟な労働制度への抜本改革を行い、労働基準法制定以来、七十年ぶりの大きな改革を目指す旨の決意を示されました。総理自らが議長となり、労働界と産業界のトップと有識者をメンバーとし、政労使による働き方改革実現会議を立ち上げ、着実に改革を進めていこうとしたものであります。この改革の趣旨は、働き方は暮らし方そのものであると捉え、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものにつけていくというものであります。この

ことよって日本経済の再生へと結びつけ、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持って、出生率の向上を目指すなど、働く人々の視点に立った働き方改革を着実に進めていくとしております。

県警察においても、この働き方改革の方針を認識し取り組んでいかなければなりません。県民の安全・安心な暮らしを守るという責務から、昼夜を問わない、二十四時間、三百六十五日の即応体制を維持し、突発事案には署員全員で対処しなければならないなど、勤務の特殊性を帯びており、警察としての使命を果たしながら働き方改革を実現するためには、様々な課題があるものと推察します。県民の安全・安心を守り、複雑な事案へ迅速な対処をしていくことが警察としての役割・使命であり、それを変えることなく維持しながら、同時に、新しい時代に向けた警察のあり方として、業務の効率化・合理化に挑み、ワーク・ライフ・バランスを実現し、働き方改革を進めていかなければなりません。本県警察が目指す姿として、目標としている日本一安全で誰もが安心して暮らせる秋田の実現に向けた「力強い警察」を土台にしながら、働き方改革をどう捉え、進めていく考えなのか、本部長の所見を伺います。

次に、教員の採用のあり方について伺います。

先ごろ、小学校五年と中学校二年の全員を対象にした全国体力テストの平成二十八年度の結果が、スポーツ庁から公表されました。本県の対象となる小・中学校の男女とも全ての種目で全国平均を上回り、全国上位の結果となりました。本県の義務教育課程における取り組みである、学校までの徒歩通学を奨励する「てくてくとく歩いて学校へ行こう運動」をはじめ、始業前や休み時間に運動する機会を設けたり、地元秋田の食材を積極的に使用した学校給食の提供を通して健やかな成長を支えるなど、本県独自の教育を継続して展開するとともに、本来は家庭が担う部分を学校に頼っている事柄も多々ありますが、本県教育を支える教職員の真摯な取り組みが、全国トップレベルを誇る学力と体力を生み出す一番の要因だと思います。今後は、児童・生徒数の減少による学校

の統廃合など、教育の分野でも難しい課題が生じてくることが想定されますが、これからも、本県教育の目指す姿である「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」の実現に向かって、県教委や各市町村の教育委員会をはじめとする教育関係者はもとより、県民みんなでふるさと秋田の教育に関心を持ち、未来を担う秋田の子供たちが、知・徳・体のバランスを持ち、たくましく大きく育つていて欲しいと願うものであります。

グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げる中で、教育の重要性はますます高まっています。学校教育においては、学習指導要領が目指す教育の実現、グローバル人材の育成に向けた教育の充実、キャリア教育・職業教育の推進をはじめ、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、そして道徳教育の充実、また、きめ細かで質の高い教育に対応するための、教育の直接の担い手である教員の資質の向上や指導体制の整備などが求められます。

一方で、教員の大量退職・大量採用等の結果生じる年齢構成や経験年数の不均衡により、特に若手教員への知識や技能の継承が難しくなっていることが指摘されています。このことは、現在の本県教員の年齢構成を見ても決して例外ではなく、むしろ喫緊の大きな課題であります。平成二十九年四月現在の県教委の統計によると、小学校は五十代以上が六五・五％、四十代が二五・五％、三十代が五・〇％、二十代が四・〇％で、平均年齢五十・六歳となっております。また、中学校は五十代以上が五四・三％、四十代が三二・三％、三十代が九・六％、二十代が三七％の平均年齢四十六・六歳となっております。高等学校は五十代以上が三八・一％、四十代が四三・九％、三十代が一五・二％、二十代が二・八％となっております。平均年齢は四十八・七歳であります。さらに、特別支援学校では五十代が三一・六％、四十代が四〇・六％、三十代が二〇・五％、二十代が七・四％の平均年齢四十四・四歳という数値になっております。小・中学校から高等学校、特別支援学校まで五十代・四十代の

教員が圧倒的に多く、三十代・二十代の教員が著しく少ないという大きな不均衡が生じております。

現状から見ると、経験が豊富で高い技能を持ったベテランの教員によって、教育立県秋田を支え、担っていただいているということは、子供たちにとってはプラスであり、一方で、もう二十年以内にはベテランの五十代以上と四十代の教員の多くが退職時期を迎え、知識や技能の継承がうまくいかないという大きな問題を抱えている状況であります。このことは、全国に先駆けて実施された、本県学校教育の目玉の一つである三十人程度少人数学級の実施で、よりきめ細かな質の高い教育の充実を図ることや、生徒指導上の課題解決に影響が生じること、また、学校教育の一環であり、教室の中とはまた違う、生徒と教員との貴重なかかわりを持つて、学校部活動への教員のかかわり方についても支障をきたすことが想定されます。

県教育委員会では、このような教員の年齢構成や経験年数の不均衡を急務の課題と捉え、教育立県秋田として、教育に力を入れていく現状を説明し、本県の教員選考試験を受験し、将来は秋田の教育を背負ってほしいと、県内外の大学に訪問活動を展開したり、選考試験の実施要項にあるように、他県教諭等の優遇措置を設け、他県で継続して三年以上の教諭経験を持つ教員を呼び込むことを念頭に置いた対策を講じるなど、不足している年代の教員を確保するために、強い危機意識を持つて対応しているようであります。

様々な対策を進めていく中で、昨年行われた平成三十年度教諭等採用候補者選考試験の結果、小学校で前年度から二十六名増の八十三名、中学校が同じく増で十三名増の五十名、高等学校も一名増の十六名と、新たに本県の教育をリードしてくれる教員採用候補者が前年度よりも多く誕生したことは、これからの本県教育が前に進んでいくために、大きな弾みになるものと思えます。しかしながら、まだまだ教員の年齢構成や経験年数の不均衡の状況は、大きな課題となっております。本県の目指

す教育の姿を、未来にしっかりと引き継ぐために、学校教育の直接の担い手である教員の今後の採用のあり方について、教育長の所見を伺います。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。今川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、県と市町村との連携についてであります。

人口減少と少子高齢化に直面する本県にあっては、職員や財源などの行政資源が限られる中、将来にわたり地域に必要な行政サービスを維持していくことが大きな課題となっております。このため、県では、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」等を通じて、事務の共同処理や広域連携など、行政資源の効率的かつ効果的な活用について、市町村とともに研究や協議を進めているところであります。

既に地域に定着しておりますが、平鹿地域において、県と横手市のワンフロア化による事務の一体化が図られているほか、これからの公共施設整備のモデルとして全国的にも高く評価されている、県と秋田市による県・市連携文化施設の整備など、様々な取り組みが展開されているところであります。こうした協働・連携の必要性は、今後ますます高まっております。第三期ふるさと秋田元気創造プランにおいても、住民サービスの確保に向け、県と市町村が一体となって取り組むべき重要な課題としております。

現在、県と市町村による電子申請システムの来年度からの本格稼働を目指し準備を進めているところであります。こうした行政システム分野における取り組みがさらに広がるよう、市町村と検討を進めてまいります。加えて、小規模町村における建設・農業分野などにおける専門性の高い行政職員の確保や、一部の事務を県が受託する垂直補完などにつ

いても、検討していく必要があるものと考えております。

県としましては、今後とも、様々な機会を活用し、市町村と協議を重ねるとともに、多様な形を提案しながら、市町村との協働・連携をさらに進めてまいります。

次に、再犯防止対策でございます。

まず、再犯防止対策上の取り組みと課題でございますが、県では、秋田県保護司会連合会等の法務関係者とともに「社会を明るくする運動」の街頭キャンペーンを実施するなど、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、県民の理解を深める取り組みを進めてまいりました。また、刑務所等を退所する高齢者や障害者に対しては、県が設置した地域生活定着支援センターにおいて退所前から面談を行い、帰住先の調整や福祉サービスの利用手続などの支援を実施しているほか、知的障害や薬物依存のある方に対しては、福祉相談センターや精神保健福祉センターが中心となり、相談支援体制を整備してきたところであります。しかしながら、こうした福祉的な支援が必要な方以外については、現状では法務関係機関からの十分な情報が得られないため、必要な支援を届けることができず、より広く再知防止に取り組む上での課題となっていることから、今後、国の再犯防止推進計画に基づき、必要な情報が地方公共団体に提供されることを期待しております。

次に、計画の策定についてであります。

本県の刑法犯の認知件数は全国で最も低い水準になっておりますが、こうした安全・安心な社会を維持していくためには、増加傾向にある再犯者率に歯止めをかける取り組みを関係機関が連携して実施していく必要があるものと認識しております。このため、県では、再犯防止推進法の成立を受け、保護観察所や検察庁、刑務所などと、法律の内容や全国の取り組み状況、今後の見通し等について意見交換を行うとともに、市町村に対しても制度の周知を図ってきたところであります。

今後は、国で来年度から予定している地域再犯防止モデル事業の実施

状況などの情報収集に努めるとともに、住まいの確保や雇用の場づくり、地域における受け入れ・見守り体制の整備等の具体的な支援策の検討を行いながら、再犯防止推進計画の策定に向けて関係機関との協議を進めてまいります。

次に、熊の対策でございます。

今年度の県内における熊の目撃件数は一千三百二件、被害者数は二十人、捕獲頭数は八百二十四頭であり、いずれも過去最多となり、出没した近くの小学校では、保護者同伴での登下校や野外活動の中止を余儀なくされるなど、日常生活にも影響が及んでいるところであります。このため、来年度からは、熊の出没が多い地域において、熊の生息域と人間の生活圏をゾーンで区分し、クマ対策に取り組むゾーニング管理を導入することにしております。

この取り組みの推進に当たっては、地域において合意形成を図り、住民等が主体となって対策を考え、継続して取り組んでいく必要があることから、まずは、意欲のある集落等をモデル地区として設定し、重点的に支援を行い、その成果を県内全域に普及させてまいりたいと考えております。その際、県では、市町村と地域によるゾーニング管理実施計画の策定を支援するとともに、熊被害対策に詳しい専門家を派遣して、熊の生態の講習会の開催や、出没原因の究明を行う集落環境診断の実施に加え、誘引物の除去、電気柵や緩衝帯の設置に関する助言などを行ってまいります。

また、春の残雪期に実施している熊の個体数調整や、昨年九年振りに行った狩猟での捕獲圧の強化は、人里への出没抑制に有効と言われていることから、引き続き、専門家の意見を伺いながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。併せて、熊の生息域を奥山に戻すため、今後、奥山の放牧跡地等での広葉樹の植栽などによる、生態系に配慮した森林整備を進めるとともに、新たに、市町村が主体となって行う、里山での間伐などによる緩衝帯整備にも取り組んでまいります。さらに、

人的被害に迅速に対応するため、これまで県が許可していた熊の有害捕獲許可権限を、来年度から市町村に移譲するための条例改正案を本議会に提案いたしましたところでございます。

今後、熊の被害防止については、専門家の意見や先進県等からの情報を収集・分析しながら、効果的な対策等を通じ、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 今川議員から御質問のありました、教員の採用のあり方についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、教員の年齢構成は、特に小・中学校において五十代の割合が高く、既に大量退職期を迎えているため、教員の優れた知識や技能を継承していくことや、教員を確保することが喫緊の課題となっております。

知識や技能の継承については、教科指導力に優れた教員を教育専門監やコア・ティーチャーとして活用することにより、その指導のノウハウを若い世代に受け継いで、年代による切れ目がないよう、教員全体の指導力の向上を図っているところであります。

新規学卒者の採用については、県内外の大学に対して教員採用試験の要項やパンフレット等を送付するとともに、東北はもちろん、北海道や関東の大学を訪問して、本県の教育や教員採用試験について周知を図り、受験者の確保に努めております。また、大学院進学予定者及び大学院一年在学者が合格した場合は、大学院を修了するまで採用を猶予するほか、教職大学院の修了者に対しては、試験の一部を免除する措置を講じており、今後も優遇措置の拡大を検討してまいります。

一方、実践的な指導力を有する中堅教員の確保については、現在、県外で勤務している教諭等及び県内で勤務している講師に対して、さらなる年齢制限の緩和や試験科目の軽減を図る予定であります。

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 三番 | 吉方清彦 | 四番 | 石川徹 |
| 五番 | 佐々木雄太 | 六番 | 杉本俊比古 |
| 七番 | 鈴木健太 | 八番 | 佐藤信喜 |
| 九番 | 加藤麻里 | 十番 | 佐藤正一郎 |
| 十一番 | 三浦茂人 | 十二番 | 小原正晃 |
| 十三番 | 沼谷純 | 十四番 | 今川雄策 |
| 十五番 | 鈴木雄大 | 十六番 | 高橋武浩 |
| 十七番 | 平山晴彦 | 十八番 | 石川ひとみ |
| 十九番 | 東海林洋 | 二十番 | 渡部英治 |
| 二十一番 | 菅原博文 | 二十二番 | 佐藤雄孝 |
| 二十三番 | 北林丈正 | 二十四番 | 竹下博英 |
| 二十五番 | 原幸子 | 二十七番 | 田口聡 |
| 二十九番 | 三浦英一 | 三十番 | 土谷勝悦 |
| 三十一番 | 工藤嘉範 | 三十二番 | 近藤健一郎 |
| 三十三番 | 加藤欽一 | 三十四番 | 佐藤賢一郎 |
| 三十五番 | 小松隆明 | 三十七番 | 柴田正敏 |
| 三十八番 | 大関衛 | 三十九番 | 川口一 |
| 四十番 | 小田美恵子 | 四十二番 | 鈴木洋一 |
| 四十三番 | 北林康司 | | |

地方自治法第百二十一条による出席者

休憩前に同じ

#####

●副議長（竹下博英議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十三番沼谷議員の発言を許します。

【十三番（沼谷純議員）登壇】（拍手）

●十三番（沼谷純議員） 次の世代につなぐ会の沼谷純です。まずもって、本日大変お寒い中、この議場に足を運んでくださいました多くの皆様、そして日ごろから御指導・御支援賜ります皆様、この場をかりて心から感謝を申し上げます。

本日も、まちづくりや仕事づくりといった観点から質問を進めてまいります。まず最初に、まちづくりの観点から、新しいスタジアムの整備についてお伺いをいたします。

知事はこれまで、新しいスタジアムの整備について、「新設を目標」、あるいは「視野に」とおっしゃる一方で、「仮にJ2に昇格しても、再び降格することがあれば、新設の議論が分かれる」ともおっしゃっております。その真意と熱意がどこにどれほどあるのか、図りかねている県民の皆さんも多くいらっしゃいます。しかし、現実にブラウブリッツ秋田はJ3優勝という結果を残し、そして昇格基準の一つである観客動員数も撤廃されました。もちろん成績や観客動員数について、チームがこれからも最大限の努力を払うということは言うまでもありませんが、事実上、昇格に向けた残るハードルは、新スタジアムの整備のいかん、自治体としての本気度にかかっております。つまり八橋陸上競技場の改修や、あるいは来年度の新たな協議会の設置が、新しいスタジアムの設置を、新設を前提としたものなのか、それともそうではないのか、これが極めて重要であります。いつ、どこに、幾らで建設をするかという議論と、そもそも建設すべきかどうかという議論では、議論の経過もゴールも違ってまいります。まず、この点を明確にお答えください。

次に、県としての政策的な意義についてもお伺いをいたします。知事は、陸上競技場の改修に加え、新スタジアムの整備についても一定の財政負担、支援をされる意向を示しておられますが、これは当然、県としてスタジアム整備を積極的に進める、その政策的な意義があるからにはかたがたありません。しかし残念ながら、その点がいま一つ曖昧なため、一企業にそこまでするのか、あるいは秋田市以外関係ないといった声も

挙がってきており、こうした疑問の声に答えるためにも、いま一度、知事自身の言葉で、この県がスタジアム整備を進めるその政策的意義について明確に御答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私としては、プロスポーツの振興や交流人口の拡大といった意義はもちろんのこと、この秋田市のまちづくり、この観点を見逃してはいけないと思っております。秋田市のまちづくりは、本県の人口減少に歯止めをかけるという「ダム機能の維持」、この観点からも大変重要な政策課題でありますし、県としてもしつかり取り組んでいかなければならないことでありますけれども、一方で知事は、スタジアムの建設場所については、秋田市がそれを決めていくと、このようにおっしゃっております。当然、建設場所によって、完成時期もコストも、将来的な秋田市のまちな姿も人の流れも全て変わってまいりますし、これらは全て連動するものでもあります。財政負担を県がする以上、やはり建設場所や時期、あるいは機能・規模、こういったスタジアムの骨格となる部分については、県も責任を持ってその意思決定に加わっていくべきではないでしょうか。知事のお考えをお聞かせください。

また、今後の検討の進め方において、何よりも重要なことは、当然秋田市民、そしてまたサポーターの方々、そのみならず、広く県全体、県民の皆様の理解を得ることです。そのためには、建設場所や整備手法、経済効果やコストなどについて、複数の案を提示し、あらゆる機会を通じて、県民世論を喚起しながら、「なるほど、この計画が一番ベターだろう」と多くの県民の皆様から理解を得ることが必要であります。協議会が複数の案を提示した後、それをどのように絞り込んでいくのか、また、どのようにして県民の世論を喚起し理解を得ていくおつもりか、今後の検討の進め方について、知事のお考えをお聞かせください。スタジアムの関連で最後に、建設地の条件についても伺いをいたします。

今、私たちはJ2昇格に向けた議論を交わしているわけですが、将来的にはJ1への昇格、この可能性も排除してはなりません。つまり、スタジアムを新設する際には、将来的にJ1対応のスタジアムに拡張し得る物理的な余裕・余剰を持った土地に建設する、このことを忘れてはなりません。スタジアム自体の構造や機能に議論が飛びがちですが、まずは、この拡張可能性を有する土地、このことを建設地の候補地の検討の第一歩として検討を進めていくべきと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、まちづくりの関係で、秋田市外旭川地区の開発構想についても伺いをいたします。

昨年末の報道では、イオンタウン株式会社側が、来年中、つまりこの平成三十年中には進出の是非を判断しなければならぬとの意向を示しておられました。振り返れば、この構想が持ち上がったから、はや長い年月が経過しようとしております。賛否のある計画ではありますが、このまま膠着状態と言っているような状況の中で、この一年が何事もなく静かに過ぎて、時間切れということでは本当によいのでしょうか。県も市も、計画が曖昧だ、判断できない、コンパクトシティと相入れない、こういった通り一遍の言葉を並べるだけでは、三百五十億とも言われる民間投資を拒む理由にはならないのではないのでしょうか。結果はさておき、胸襟を開き、情報をオープンにし、協議のテーブルにつく最後のタイミングが近づいてきているのではないのでしょうか。秋田市とともに協議に応ずるおつもりは本当にはないのか、知事のお考えをお聞かせください。外旭川の開発構想との関連でもう一点、スタジアム整備との連携についても伺います。

私は先月、愛媛県今治市にあるFC今治を訪問し、その社長さんともお話をしました。このFC今治は、元サッカー日本代表監督の岡田武史氏がオーナーを務める、今はまだJFL所属のチームではありますが、「十年でJ1昇格を果たす」と宣言をし、新しいスタジアム

も完成させました。そして、瀬戸内海を見下ろす小高い場所に建てられたそのスタジアムは、イオンの隣にでき上がっております。その結果、観客動員数は従前の三倍になり、そして観客の六割の方々がイオンに立ち寄るといったアンケート結果も出るなど、集客や交通、経済効果などでイオンとスタジアムが相乗効果を生み出しております。秋田でも、スタジアム効果の財源や、あるいは観客動員数について懸念を示す声もありますが、であればなおさら、こうした民間資本を最大限活用した整備あるいは運営手法については、十分に検討価値があるのではないでしょうか。今後、スタジアムの整備を具体的に進めるに当たり、この秋田市外旭川地区の開発構想との連携・連動も一つの案として検討し得るものと思いますが、知事の御所見をお聞かせください。

まちづくりに関する質問の次に、仕事づくりで三点ほど御質問をいたします。

一つ目は、秋田県版働き方改革についてであります。

加速する東京一極集中と賃金格差の拡大、それに伴った労働力人口の流出など、今、地方はおしなべて厳しい環境に置かれており、まさに「出口なき人手不足」とも言える状況が続いております。目下、本県でもあらゆる業種業界において深刻な人手不足に陥っており、仕事はある人がいない、賃金を上げて人も来ない、人員不足で社員が疲弊する、こういった悪循環に陥っている企業も多くあります。こうしたことに対応するため、県でも様々な手立てを講じてきておりますが、アドバイザーや専門家の派遣、あるいは表彰制度、また普及啓発など、実効性ある具体的な支援・取り組みという意味では、やや手薄との声も聞かれています。埼玉県では、県独自の制度として、時間外労働を縮減する、あるいは有給休暇の取得を促進する、また、男性が育児休暇を取得する、こういった取り組みを進める企業に対して奨励金を支給する制度を創設しました。時間外労働を減らす、きちんと休ませる、あるいは毎年少しずつでも定期昇給する、こういった具体的な待遇改善こそが働く方々に

とっては重要であり、離職や転職、県外流出を防ぐ具体的な手立てともなります。経営が厳しい中小企業にとっては、ささやかでもこうした奨励金があれば、具体的に取り組みを進めるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

社会減の半減を目標に掲げた本県においても、こうした企業の働き方を改革・改善するための具体的なインセンティブを伴った制度、これを導入すべきではないかと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

二つ目は、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊解禁への対応についてです。民泊については、首都圏における宿泊施設の不足や、今後の東京オリンピックを控えた需要の増大など、こうしたことを踏まえ、今年六月から解禁となるわけですが、一方では、地域住民の安全・安心の確保という面から、自治体によって一定の制限を設けようとする動きも出てきており、その数は全自治体の三割にも上るとの報道もあるほどです。例えば、群馬県や長野県・岩手県などでは、学校や児童福祉施設の近隣区域での民泊営業に制限を設ける、あるいは家主や管理人が不在である場合の制限を設けるなど、こうした県条例の制定作業が今進んでおります。本県でも、グリーンツーリズムや体験型観光など、観光振興の観点からむしろ民泊を積極的に推進していくべきエリアもありますが、一方では、安全・安心の確保という意味から、一定の制限を必要とする場合やエリアもあるうかと私は考えます。今年六月からの民泊解禁について、知事はその影響やメリット・デメリットをどのように捉えておられるのか。また、一定の規制を可能とする条例制定の必要性について、知事のお考えをお聞かせください。

三つ目は、台湾チャーター便の定期便化に向けた取り組みについてであります。

台湾と本県との間のチャーター便は、昨年度が五十九便であったのに対し、今年度は過去最多百二十便となるなど、倍増という状況です。結果、今年度は約一万四千人の方が台湾から本県を訪れるなど、ソウル

便の再開の目途が立たない中では、本県の観光振興や交流人口の拡大において大変重要な路線となっております。しかし、この台湾との交流拡大や定期便化への流れは他県も同様であり、東北においても極めて競争的な状況となっております。例えば、岩手県では、LCC——ローコスト・キャリアではありますが、定期便化の目途が立ったとの報道もあり、また、青森県では、昨年十一月から週二回の定期チャーター便が就航しております。本県でも、知事は台湾チャーター便の定期便化に意欲を見せておられますが、やはりそうであれば、インバウンドだけではなく、秋田からの出国、アウトバウンドを増やしていく必要があります。

現在のアウトバウンドの数字を見ますと、昨年度、秋田空港から台湾に出国した方の数は千百三十一人でしたが、今年度は二千五十五人と、これもほぼ倍増という状況で、一見頼もしく見えます。しかし、その内訳は、県内の私立高校一校の修学旅行の増加によるものであります。今後、定期便化を目指すのであれば、こうした特定の高校の修学旅行に頼るのではなく、やはり官民挙げてこのアウトバウンドを推進していく、それも他県との競争の中でスピードを上げて取り組んでいくということが必要ではないでしょうか。台湾チャーター便の定期便化に向けた知事の現状認識と、今後の対策、とりわけアウトバウンド対策についてどう取り組んでいかれるおつもりか、お考えをお聞かせください。

まちづくり、仕事づくりに続き、人づくりに関しても二点お伺いをいたします。

一点目は、高校入試制度の改革についてであります。

全国的に少子化が進行する中で、他県においても高校の再編・統合や特色化・差別化などが図られる一方で、入試制度改革の動きも模索されております。東北で最も早く入試制度改革に取り組んできた青森県では、平成二十七年から、前期・後期二回の試験を一回に統合いたしました。宮城県でも、平成三十二年度から、この試験を一回に統合するという予定になっており、福島県でも同様の検討がなされていると伺っております。

す。これは、前期・後期二回の試験にわたる入試事務の長期化といった問題もさることながら、何よりも受験生にとつての公平性や、あるいは透明性の確保、このことが一番の理由であります。試験が二回あることで、一見、受験生にはプラス、有利なように見えますが、実はその弊害も大きく、前期選抜の出願条件の曖昧さや試験科目の偏り、あるいは多くの不合格者を出してしまうことなどの問題が指摘されています。また、前期選抜で不合格となった者が自信を失い、その後のいわゆる本来の志望校を諦める、あるいは前期選抜で合格した者がその後の中学校の授業での意欲が低下し、後期選抜に向かう生徒との温度差が生じるといったことも言われております。さらに、高校においては、スポーツや、あるいは吹奏楽など、特技を持った生徒を確保したいという思いから、後期選抜の学力検査の点数が相対的に低い生徒でも、こうした特技を大きく評価・得点化することで合格させる、いわゆる学力検査の結果と最終的な可否の間に大きな逆転現象が生ずるといったことも言われております。私なりに教育関係者、受験生、あるいはその親御さんたちからお話を聞く限り、見過ごせる状況にはなく、やはり未来ある若者にオープンで公正な機会を確保するための制度の見直しが必要であると考えます。

そこで、まず早急に対応を求めたいのが、出願条件や配点基準の明確化と公表です。他県では、高校ごとに学力検査・面接・調査書などがそれぞれ何点満点なのか、そして部活動での成績などをどう得点化するのかなどが詳細にその基準が公表されており、受験生はそれをもとに志望校を選んだり、あるいは自分の可否の結果を自分なりに理解、あるいは受けとめることができっております。しかし本県では、こうした基準や点数が全く公表されておらず、他県と比べても極めて不透明、不親切なものとなっております。このことが、受験生やその親御さんの不安を増加させ、試験の公平性や客観性に無用の疑念を抱かせ、そして、あたかも高校教師側に口利きがあるように期待をさせ、結果、トラブルに発展する場合ということは想像にかたくありません。まずはこの配点基準の公

表等について早急に取り組んでいただきたいと考えますが、教育長の御所見をお聞かせください。

もう一つは、前期、そして一般選抜の統合、あるいは同日実施といった入試制度の改革です。これはすぐにはできるものではありませんが、ただただ現行の制度を維持していくことではなく、やはり本県も入試制度の改革を議論していくべき時期にさしかかっていると私は考えます。他県の事例も参考にしながら、本県のあるべき入試制度の姿について議論を深めていくべきと考えますが、教育長の御所見をお聞かせください。

二つ目に、教員の負担軽減と人材確保・育成について伺います。

本県は、学力日本一と言われる高い教育力を誇っておりますが、今後は、小学校での道徳教育、英語教育、プログラミング教育の必修化といった、新たな対応やスキルが求められる状況となっております。そして、こうしたことに対応するためには、やはり教員の負担軽減や知識の習得をどうしていくのか、あるいは専門知識を持った外部人材をどう確保していくのか、こういったことに取り組んでいかなければなりません。とりわけ、プログラミング教育などのIT分野については、こうした問題は大きく、既に長野県では、教員向けの研修の開始やプログラミング教室を開催する施設に対する支援など、具体的に官民挙げての取り組みを進めており、他の自治体でも様々な動きが出てきております。今後、教員のスキルアップや外部人材の確保、あるいは民間企業との連携など、どのように進めていかれるおつもりか、教育長の御所見をお聞かせください。

最後に、暮らしづくりの面から三点お伺いをいたします。

一つ目は、介護人材の確保についてです。

平成二十七年に、厚生労働省が将来的な介護人材の需給状況の見通しを公表いたしました。それによりますと、今からわずか七年後、二〇二五年には全国で約三十八万人もの介護人材が不足する、こういう見通し

になっており、また、団塊の世代が後期高齢者を迎えるこの状況も踏まえて、この人材不足がさらに加速していくことを示しております。本県においても、介護職員数はここ数年、二万一千人程度とほぼ横ばいの状況が続いておりますが、一方で介護需要は、本県でも今後も右肩上がりが続く見込みであり、賃金の高い首都圏への介護人材の流出も併せて考えれば、本県でも今後、深刻な需給ギャップが生ずることが想定されます。この状況を改善するためには、中高年の新規就労や子育てを一段落した女性の復職など、多様な働き手を介護の新規の就労人材として確保する、そして、その新規就労のハードルを下げていくことが必要です。

生涯にわたる県民の安心を確保し、介護難民や待機老人といった言葉がなくなるような社会を作るためにも、新たな介護人材の確保について、県として一歩踏み込んだ対策が必要と考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

二つ目に、発達障害者の支援体制について伺います。

発達障害については、近年の医学の発達や、あるいは社会的な理解・認知の深まりによって、相談件数は増加傾向にあります。これに対して、県では秋田市に発達障害者支援センターを設置し、県内各地の保健所や医療機関、児童相談所などと連携をして対応を図っております。しかし、この広大な秋田県において、現状のこの体制が本当に十分だろうかという懸念を私は抱いております。特に心配なのが、子供の発達障害と、それを養育する親の関係です。発達障害についての社会的な理解が深まった分、親御さんの中には、もしかして自分の子供は発達障害なのではないかと不安を感じる方も多くいらっしゃって、それが育児のストレスや不安にもつながっています。しかし、発達障害者支援センターでは、今も新規の相談、この受け付けが一カ月待ちという状況であり、御家族にとっては大変な精神的な不安・ストレスが続く状況となっております。大変残念なことですが、児童虐待が発生するケースの中にも、こうした子供の発達障害に対して十分な医療的なケアや、あるいは親への

フォローが不足している場合も見受けられます。やるべきことは幾つもありますが、まずは極力身近なところで、早期に医師の診断・アドバイスが受けられる体制を構築すべきと私は考えます。今後、県として全県的なこの発達障害者の方々への支援体制をどう整えていくのか、また、その中核となり得る専門知識を持った医師の養成・確保、これをどのように進めていかれるおつもりか、知事のお考えをお聞かせください。

最後に、イーリス・アシアの配備計画についても伺います。

先般の国会質疑の中で、小野寺防衛大臣は、適地調査に入る前に地元自治体に説明をすること、そして、地元首長の理解と協力は必須であること、この二点を明言されました。仮に秋田市がその適地調査の対象地になるとすれば、県と秋田市にとっては、その事前説明のタイミングが一つの判断のポイントとなります。つまり事前説明の段階で、知事と秋田市長がこの適地調査そのものを了解するかどうかであります。調査と配備は別物、調査自体はどうぞ御自由にとり、国内二カ所に配備するために国内二カ所を調査するわけですから、これはもう配備を前提とした調査と考えるのがむしろ自然であり、調査が終わってから説明を受けて判断をしますというのでは後手になります。国も地元の理解と協力が必須と言う以上、これがないまま強引に適地調査に入ることはないと思いたいですし、我々としても納得できる説明がない限りは、この調査そのものを受け入れるべきではないと私は考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

また、知事は「自分個人として受け入れても、県民が理解しなければ困る」ともおっしゃっており、仮にその適地調査を知事が受け入れると判断するならば、その判断理由を知事自身が県民の皆さんにどう説明されるのか、また何をもちって県民の理解を得たと判断されるのか、この点についても併せてお伺いをいたします。

その上で一つ御提案をしたいと思いますが、まさにこれから、知事個

人としてではなく、自治体として冷静かつ論理的・客観的な判断基準を持つべきだと私は考えます。配備されれば、現在、地球上に二カ所しかない防衛施設が恒久的にこの秋田に設置されていくわけですから、将来世代に対しても責任ある説明・判断が必要です。そこで私は、この適地調査に当たって、少なくともこれから申し上げる三つの要件がクリアされる必要があると考えております。一つ目は、なぜ秋田なのか、防衛上・地政学上の必然性が明確になることです。二つ目は、県民・市民の生活や健康に悪影響や問題がないことを示す科学的根拠、エビデンスが示されることです。そして三つ目は、配備された後、どう管理・運用されていくのか、地元の自治体にどういった配慮や支援があるのか、こういった将来にわたる安定性が保証されることです。「万全を期す」、あるいは「問題ない」といった抽象論ではなく、必然性、科学性、安定性、この三つの要件が具体的にクリアされているかどうかを自治体として見きわめた上で、適地調査受け入れの判断をすべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

どのような結論を出すにせよ、イーリスであれば、スタジアムであれば、イオンであれば、まさに将来世代にこの秋田をどうつないでいくか、何を残し、何を残さないかが問われるものばかりであります。今を生きる我々のみならず、これから生まれてくる未来の県民、声なき県民の皆様に対しても、知事の真摯な御答弁をお願いしたいと思います。

最後に蛇足になりますが、私が今日着用しているこのネクタイは、七年前に私が初当選したときに着用したもので、久しぶりにまた着用しました。少し派手かなと思いましたが、初心に返って、また引き続き県勢発展のために頑張ることをこの場でお誓いを申し上げて、簡単ですけれども私の質問を終わらせていただきます。まことに御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（竹下博英議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 沼谷議員の一般質問にお答えを申し上げます。

大変、ネクタイ似合っています。非常に若く見えますので。

初めに、新スタジアムの整備でございます。

ブラウブリッツ秋田のJ2ライセンス取得のためには、暫定のホームスタジアムとして使用する八橋陸上競技場の改修とともに、将来における新たなスタジアム建設への取り組みが必要とされていることから、来年度、県や秋田市など五つのホームタウンと秋田商工会議所で「新スタジアム整備構想策定協議会」を設置し、具体的な協議を進めることにしております。

一般的に、スタジアムには、プロサッカーチームのホームとしての機能に加え、競技力の向上や地域のにぎわい創出、県民の健康づくりなど、幅広い役割を担うことが期待されますが、その整備には多額の費用がかかるなど多くの課題があります。協議会では、新しいスタジアムの整備主体や規模・機能、建設場所について、幅広く議論を進めていくことにしておりますが、特に、建設場所については、建設地におけるまちづくりと密接なかわりがあることから、県として一定の関与をしつつも、地元自治体やクラブなど関係者の意向をできる限り尊重すべきものと考えております。

また、協議会における検討の進め方については、県内の様々なセクターからの多様な意見や、外部の専門家の方々からの意見もいただきながら、複数の整備パターンによる事業費の比較や、スタジアムがもたらす経済効果などを含めて、多くの方々を受け入れられるスタジアムのあり方を議論することにしており、県民や議会にもその内容をお示ししてまいります。

なお、スタジアムの拡張可能性については、協議会の中でも当然に議論されるものと考えておりますが、いずれにしても、様々な角度から幅広く検討を行い、費用対効果の高い施設となるよう実現の道を探っております。

次に、秋田市外旭川地区の開発構想でございます。

秋田市では、イオンタウン株式会社が表示した構想について、交流人口や雇用、地元経済等に関するメリット・デメリットを整理した上で、否定的な見解を示しております。また、内容の変更や具体化については、開発を希望する事業者自らが検討し示すべきものであり、事業者側から、まちづくりの方向性に合致するような提案があれば、説明を聞く姿勢に変わりはないとさせていただきます。

この構想は、まちづくりにかわるものであり、一義的には秋田市が、住民や地元事業者等と十分に議論を重ねながら、その是非を判断するものであり、現段階では、県が意見を述べる立場にはないものと考えております。

なお、サッカースタジアムの候補地については、今後、協議会で様々な角度から検討することになっている事項であり、具体的な地域について、私が予断を与えるような発言はすべきでないものと考えております。次に、秋田県版働き方改革でございます。

本県にとって喫緊の課題である人手不足に対応するためには、賃金等の処遇や就労環境の改善、多様な働き方の導入など、働き方改革に多くの企業を取り組むことが重要であると考えております。また、これに取り組む企業を増やすため、新たに先進事例を学ぶセミナーを開催するとともに、働き方改革を実践する企業を後押しするため、企業の課題に応じて専門家が具体的な取り組み方法を指導することにしております。

さらに、こうした企業の実践例を取りまとめるとともに、地域振興局等に配置する「働き方改革推進員」の活動を通じ、広く県内企業へ周知するほか、経済団体と連携しながら、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍に取り組む県内企業を総合的にサポートするなど、働き方改革の普及を図っております。加えて、所定外労働の削減や多様な休暇制度の導入など、両立支援や働き方の見直しに取り組む中小企業等に対する助成について、今後は、女性の活躍に取り組む企業も対象とするなど、これ

までの効果を十分に見きわめながら、その拡大等についても検討してまいります。

次に、民泊解禁への対応と規制でございます。

住宅宿泊事業は、インバウンド対策を含め、県内宿泊者数の増加に取り組む本県にとって、多様な宿泊ニーズに応える選択肢の一つと考えております。この事業については、一部の大都市において、周辺住民との間でトラブルが発生している事例があると伺っておりますが、その大部分はルールを守らない宿泊者による騒音やごみ出し等によるものであります。

法律では、合理的に認められる限度において、条例により事業の制限を可能としており、国のガイドラインによれば、学校等の運営に支障をきたす場合のほか、道路等の混雑や渋滞を悪化させ、日常生活を営むことに支障が生じる場合などに限られております。県では、こうした法の趣旨を踏まえ、県内における民泊の実態や、地域の実情に詳しい市町村の意見などを考慮し、現時点においては、条例による制限を行う必要はないものと判断したところであります。

来月十五日からは、民泊の準備行為として事業者による事前届出を受け付けることとなりますが、この制度を広く周知するとともに、事業者の適正な運営を確保しながら、観光振興に生かしてまいります。

次に、台湾チャーター便の定期便化に向けた対応でございます。

第三期ふるさと秋田元気創造プランでは、県内における外国人宿泊者数について、現在の年間約十万人から、二〇二一年に二十万人まで倍増させることを目標にしておりますが、これを実現するためには、海外と本県をダイレクトに結ぶ国際航空路線の充実が必要となります。また、インバウンドの急激な増加に伴い、現状では、桜や紅葉の見ごろなどの特定の時期に集中している国際チャーター便について、できる限り運航期間の長期化を図り、本県の目指す通年観光に結びつけていくことも重要となつてきております。

このため、まずは最大の市場である台湾をターゲットに、私自ら航空会社等に対するトップセールスを引き続き行うほか、旅行エージェントへの広告支援等を行い、運航実績の着実な上積みを図るとともに、個人客のニーズの掘り起こしに向け、秋田犬との触れ合いをはじめとする本県ならではの魅力的な旅行商品の造成を促進し、チャーター便の定期便化を目指してまいります。

一方で、国際チャーター便の定期便化に向けては、航空会社における採算性の面から、一定のアウトバウンドの確保を必要があり、本県においても、日本人乗客数の増加に向けた取り組みを強化していくことが求められております。この取り組みを進める上で有効な手段である修学旅行の拡大や、県内市町村と台湾の行政機関等との交流に加え、教育、文化、スポーツ、経済など様々な分野における草の根交流への支援を継続するほか、官民が一体となって、秋田発着の台湾チャーター便の利用拡大に向けた県民へのPRの強化や、ツアー内容の充実等を図ってまいります。

次に、介護人材の確保でございます。

少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少とともに介護ニーズの拡大が見込まれる本県においては、介護人材を安定的に確保する必要があるため、若年層に対する介護の仕事への理解促進とともに、介護人材の裾野の拡大や、潜在的な有資格者等の人材の活用が重要であると考えております。

このため、来年度から新たに、元気な中高年齢者を対象に介護の職場体験等を実施することで、活躍の機会を広げ、生きがいや地域貢献などに結びつける事業や、介護福祉士資格等を持ちながら介護現場を離れている方々に対し、知識や技術を確認するための研修会を開催し、再就業へ結びつける事業に取り組んでまいります。また、介護に対するネガティブな印象を払拭し、若者を中心に新規就労を促進するため、介護事業者の明るい職場や、生き生きと働いている人の姿を動画で紹介する取り組みも始めてまいります。さらに、介護の負担軽減を促進するため、

介護ロボット導入に対する支援を行うとともに、その普及に向け、最新のロボット技術に関する体験等ができるセミナーの開催などにも取り組んでまいりたいと考えております。

介護人材不足を単一の施策で打開する特効薬は存在しないことから、今後も、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境の改善」を柱に、本県の実情に即した先進的で効果的な取り組みを総合的に進めることにより、介護が必要になっても、住みなれた地域で安全・安心に暮らすことができる社会づくりを目指してまいります。

次に、発達障害者の支援体制でございます。発達障害については、早期に見つけて速やかに支援につなげることが重要であり、県では、県立医療療育センターに発達障害者支援センターを設置し、発達障害がある方やその家族からの生活・就労等に関する相談に応じているほか、各地域において巡回相談を実施しております。

近年、発達障害に関する相談が増加しており、今年四月から相談員を増員するとともに、巡回相談の箇所数を増やすなど、相談体制の充実に努めることしております。また、様々な機会を捉えて、地域支援者である市町村や教育機関、相談支援事業所等を対象とした研修を行うなど、身近な地域においても、切れ目のない支援を受けることができる体制づくりを一層進めてまいります。

医療体制については、現在、発達障害の診断・発達支援を行うことができる医療機関が各圏域に複数あるものの、患者数の増加に合わせて、診療可能な医療機関を増やしていくことが必要であります。このため、国立精神・神経医療研究センターが主催する研修会等への派遣により、専門知識を有する医師を養成しているほか、来年度からは、この研修を受講した医師が講師となって、医療従事者に対する伝達研修を行うなど、身近な地域に必要な医療が受けられる体制の充実を図ってまいります。

次に、イージス・アショアの配備計画でございます。

昨年十一月、イージス・アショア配備の報道があり、県民に不安の声

が挙がっていたことから、直ちに国に対し事実確認を行いました。国会審議前で、配備先等については決定していないとの回答でありました。このため、仮に新屋演習場を配備候補地とする場合には、事前に説明するよう国に求めたところであります。また、今月初めには、国の来年度予算案の審議が進む中、再度国に対し、新屋演習場が配備候補地とされた場合には、速やかに、当該演習場に配備することの合理性や地域住民の健康への影響などの不安要因について、住民に対し具体的かつ丁寧に説明するよう申し入れております。その際には、県や秋田市に対しても説明が行われるものと考えておりますので、県としましても、多様な視点から個別具体的な説明を求めてまいります。

これまで、本県の自衛隊施設は、地元との協力・信頼関係のもとに存立しており、住民の後押しにより自衛隊が任務を適切に遂行できる面もあることから、地元の理解を十分に得ることが肝要であると考えております。

私からは以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 沼谷議員から御質問のありました、高校入試制度の改革についてお答えいたします。

初めに、出願条件や配点基準の明確化と公表についてであります。本県では前期選抜に当たって、各校が出願の条件を明確にしており、入学者選抜実施要項の中で公表しております。選抜においては、受験生自らが出願条件をもとに作成した志願理由書や学力検査、面接、調査書により、受験生の能力や適性を多面的・総合的に評価しております。また、一般選抜においても学力検査に加えて面接や調査書により同様に評価し、それぞれの選抜では、各校で明確に配点基準を設けて実施しております。

配点基準の公表につきましては、今回の御意見等を参考にするとともに、他県の状況なども踏まえながら検討してまいります。

次に、前期選抜と一般選抜の一本化についてであります。本県では、平成十七年度に受験機会の拡大などを柱とした入試制度の改革を行い、現在は、前期選抜、一般選抜、二次募集の合わせて三回の多様な受験機会を設け、希望する高校にチャレンジできるようにしております。

入試制度のあり方については、毎年検討を重ねており、今後も、議員御指摘の課題等を踏まえ、中学生が自らの将来を展望する契機となり、教育を取り巻く環境の変化に対応した入学者選抜となるよう、議論しながら改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、教員の負担軽減と人材確保等についてお答えいたします。

御指摘のとおり、二〇二〇年から小学校で全面实施される新学習指導要領には、「特別の教科 道徳」や早期からの英語教育の実施、プログラミング教育の必修化など、新たな内容が盛り込まれております。

このような改訂に対応し、県教育委員会では、昨年八月に県内三カ所で「新教育課程説明会」を実施するなど、新学習指導要領の趣旨や内容について、各校へ周知してまいりました。また、大学と連携した英語教育の研修や、民間企業等によるプログラミング教育の出前授業を実施するなど、教員の資質・能力の向上を図ってきているところであります。さらに、来年度からは、総合教育センターにおいても、新学習指導要領を踏まえ、既存の研修内容の改善を図るとともに、新たな講座を設けるなど、教員の研修がより充実するよう計画しております。

今後は、このような取り組みなどに加えて、地域や民間、大学等の人材を積極的に活用し、教員の負担の軽減に努めるとともに、指導力の向上を図ることにより、児童が主体的に学ぶことができる授業が展開されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

●二番（沼谷純議員） 何点か再質問させていただきます。ネクタイを褒めていただいたので、ちょっと再質問しづらいところもありますけれども。

最初に、スタジアムのことです。先ほどの御答弁の中で、協議会の方で検討されていくだろうとか、あるいは予断を与えるのはよくないというところもありました。しかし、そうは言いつつも、知事はこれまで様々なところで、まさにその予断を与えられたのか分かりますが、いろいろな発言をされてきております。私自身、今ここで何とか知事の、知事自身の思いを伺いたいなと思つての質問でありましたので、もう一回確認をしますけれども、いわゆるJ1への拡張、対応、その可能性を有するようなスタジアムということは、それ自体は知事としては前向きなお気持ちでおられるのか、いやいやそれはなかなか難しいだろうというようなお考えなのか、その辺とところをまず一つお聞かせいただきたいと思っております。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） J2への昇格について、J3で今のブラウブリッツ、優勝しましたので、これは一定の条件が整えばなるわけです。ただ、J2とかJ1となりますと、また、いろいろな課題が相当あると思えます。ただ、プロスポーツの場合に、そのような最後のトップリーグです。か、そういうところをやはり目指すというのは、チームでも当然、いつまでもJ2でいいということではないと思えます。ですから、そういう状況の中で、非常にまた強くなつてJ2で優勝してJ1に行けるようなそういう状況も、これは可能性はゼロではありません。また、当然それはサポーターも望むことであろうと思えます。そうしますと、やはり一定のJ1になったときに、まあ観客数も増えますしね、いろいろな面で効果も非常に大きくなりますので、いわゆるそういうところも一定の想定はしておかなければならないのではないかと思います。

●二番（沼谷純議員） ありがとうございます。今、今日からちょうどJリーグが開幕しました。J1にいるサガン鳥栖も人口七万人でありますし、ヴァンフォーレ甲府がある山梨県は人口八十五万人ですが、全市町村がホームタウンになって、今J2に落ちましたけれども、ずっとJ1

に定着してやっています。ぜひ来年度の協議会では、県も市も入るわけですけれども、やはり他県と比べてもJ1で頑張れるんだという、秋田でもできるんだというような、大きな夢のある検討もすっかりしていったいたただきたいなど。何か小さくまとまった出来レースみたいなた検討はしていただきたいということを、まずお願いします。

もう一つ、先ほどイオンに関しても、知事は、協議のテーブルといいますか、話し合いそのものを否定はしておられませんでしたが、仮に、このスタジアム整備に関してイオン側が何らかの資金的な協力、そういうものを具体的に申し出てきた場合には、知事はそれをお聞きするお考えはありますでしょうか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） それは内容によりけりでしょう。全体計画の中でどのような、まあ秋田市がその理解が得られるような、地元の理解というものも必要でございます。また、そういうものが一定の前提になりますので、そういう範囲の中でそういう可能性があれば、そういうものについては頭から否定するという立場ではございません。

●二番（沼谷純議員） ぜひ幅広くという検討の中で、そういう申し出なり何かアクションがあったときには、きちんと受けとめていただきたいなというふうに思います。

それから、民泊の関係もちょっと伺いたいなと思っていました。先ほど、いわゆる民泊で問題が生じるのは、ルールを守らないごみ出しとかそういう話とということがありました。ちょうど昨日のニュースで、神戸で民泊の部屋に女性を監禁したというような事件が起きたということもありました。これは都会であることで、田舎ではないんだ、高質な田舎ではないんだということでは私はないと思います。先ほど条例制限の必要性、ないというふうに知事は御判断されたというお話ありましたが、もう一度そこはしっかりと、そういう形で早急に判断をしまわないうで、じっくりとそういう議論もしながら、本当に大丈夫なのかという

ことも検討をさせていただきたいなと思いますが、知事、もう一度そこを御答弁お願いします。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） あの答弁においても、「現時点においては」というただし書きがついてございます。この後届け出があつて、当然そういうことが県内で広まっていく中で、一番現場の状況を確認できる市町村と常に連携をとりながら、そのような状況を踏まえるという、その踏まえながら、この後の状況、ただ、今の時点で状況を見ますと、そのような届け出、あるいは、例えば秋田で言えば、地方では農家民泊がわりとただ秋田では、組合の方で否定的なところが、ほとんどのマンションが多分否定的にとられていきますので、そこら辺も十分見きわめつつ、必要であれば先手を打つという、そこはいつも考かなければいけない状況であらうと思います。

●二番（沼谷純議員） まさに知事おっしゃるとおり先手を打つということ、何か起きてから事後的に対応するというのではなくて、早目早目の対応を民泊に関してもお願いしたいということで、知事にもう一点、最後にイージスのことだけ伺います。

先ほど知事の御答弁の中で、国に——ほかの議員の方にも再三そうでしたが、国にいろいろ説明を求めているんだと。先ほどの答弁の中では、多様な——説明があつたときに多様な視点から判断をしていくというようなお話があつたと思いますが、私になぜ今回ちょっとここまで突っ込んだことで質問したかといえ、この後、国の予算が成立をし、適地調査に入ると、それがいつのタイミングかはつきりしませんけれども、この二月議会がある意味においては、この次逃すと六月ですから、その前にそういった事前の説明ですとか何らかの国のアクションがある可能性があるわけですね。そういうことでいいいますと、この二月議会は大変重要だと私は思っています。ちょっと、多様な視点から説明を求めますというぐらゐの答弁だと、ちょっとと具体性に欠けるなど。知事として

は、どういう説明を求め、また、どういうことでそれを知事自身として受けとめていく、あるいは県民の皆さんにも知事自身としても説明していく責任があると思いますけれども、その辺もう少し、この後のそのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 今、沼谷議員が幾つかお示ししたこと、あれは当然でございます。ただ、そのほかにも相当専門的な技術的な面について、これ自分で言うのもなんですけれども、私の、まあ自分のネットワークの中ではプロがたくさんいますので、かなり専門的領域に触れることを、これはぶつけていくという。また、この種のもは、今一番なのは、やはり幾つかの不確定要素があります。例えば、イージス・アショアというのはロケットのことを言うのではなくて、あのシステムです。あそこ導入するのがSM-3ブロック2A、これはまだ完成形ではないわけです。ですから、それが完成形になったときに、果たして今の設計基準と同じかどうかということもございます。あるいは、SPY-1のレーダーシステムがSPY-6になったときに、どのような電磁波状況になるのかという、こういう不確定要素がたくさんございます。あるいは、SM-6、この場合に、同じあそのMk41 VLSにおさまりますけれども、その際に、そういうものをおさまるとなると前提の説明と違ってくるので、そこら辺がどうなのかと、いっぱいあるんです。ですから、非常に、五年後、六年後は変わる要素がたくさんございますので、そこら辺を相当詰めないと、一回の説明と、実際に今度はやるときの説明と、何段階も必要になると思います。これはやっぱりそこまですてすね、しつかりいろいろな面で研究・調査してございますので、相当そういう先まで見通した、国に対し説明を求めたいと思います。

●二番（沼谷純議員） 今、知事から、かなり専門的なお話もありました。県民の皆さんは専門家ではありませんので、逆に非常にわかりやすいシンプルな意味でも、しつかりと情報の国の開示をもって、そして知事

自身としても判断をしていただきたいと思えますし、防衛大臣は、イージス・アショアを配備すると、その地域はむしろ狙われなくなるというような、私としては詭弁としか思えない答弁をされておりました。であれば東京にどうぞと言いたくもありませんが、そういうことも含めて、知事の方でしつかりとやりとりをしていただきたいと思えます。

最後に、教育長に一点再質問しますが、先ほどの配点基準の公表です。今現在も公表しているし、しつかりと内部ではその基準をもって採点している。ただ、そうはいっても他県とは大分開きがある公表状態であることは間違いありません。検討していくということですが、具体的にいつころまで、あるいはどういうふうにといいるところ、もう一步踏み込んで御答弁をお願いします。

【教育委員会教育長（米田進君）】

●教育委員会教育長（米田進君） 今、答弁の中で申し上げたのは各学校の前期選抜のことなんです。出願の条件、これはこの実施要綱がありますが、この中で各学校の分全て細かく出しておるものであります。それで、実際配点の基準ですが、これは各学校によってそれぞれ異なるものでありますので、この後いろいろ担当の課を中心に検討して、今この段階でいつまでにといいのはちよつとまだ難しいのですが、いろいろな観点から早急にまず検討していきたいという、まずそこまでの答弁にとどまらせていただきたいと思います。

●副議長（竹下博英議員） 十三番沼谷議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩

#####

午後一時三十分再開

出席議員 三十八名
一 番 薄井 司 二 番 加賀屋 千鶴子
三 番 吉方 清彦 四 番 石川 徹

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 五番 | 佐々木雄太 | 六番 | 杉本俊比古 |
| 七番 | 鈴木健太 | 八番 | 佐藤信喜 |
| 九番 | 加藤麻里 | 十番 | 佐藤正一郎 |
| 十一番 | 三浦茂人 | 十二番 | 小原正晃 |
| 十三番 | 沼谷純 | 十五番 | 鈴木雄大 |
| 十六番 | 高橋武浩 | 十七番 | 平山晴彦 |
| 十八番 | 石川ひとみ | 十九番 | 東海林洋 |
| 二十番 | 渡部英治 | 二十一番 | 菅原博文 |
| 二十二番 | 佐藤雄孝 | 二十四番 | 竹下博英 |
| 二十五番 | 原幸子 | 二十七番 | 田口聡 |
| 二十九番 | 三浦英一 | 三十番 | 土谷勝悦 |
| 三十一番 | 工藤嘉範 | 三十二番 | 近藤健一郎 |
| 三十三番 | 加藤欽一 | 三十四番 | 佐藤賢一郎 |
| 三十五番 | 小松隆明 | 三十七番 | 柴田正敏 |
| 三十八番 | 大関衛 | 三十九番 | 川口一 |
| 四十番 | 小田美恵子 | 四十一番 | 鶴田有司 |
| 四十二番 | 鈴木洋一 | 四十三番 | 北林康司 |

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

#####

●議長（鶴田有司議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。五番佐々木議員の発言を許します。

【五番（佐々木雄太議員）登壇】（拍手）

●五番（佐々木雄太議員） 自由民主党会派の佐々木雄太です。昨年十月の補欠選挙において、にかほ市選挙区から当選をさせていただきました。

生まれ育った秋田を次の世代へしっかりと継承していくべく、秋田が直面する課題に向き合いながら真摯に勉強を重ねながら、私自身しっかりと成長してまいりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。そして、本日初めての一般質問の機会を与えてくださいました先輩議員に対しまして、心から感謝を申し上げます。そして、日ごろから私の活動に御協力、御理解をいただいております皆様方から本日傍聴にお越しいただいております。皆様方にも感謝を申し上げます。本定例会ラストバッターの一般質問を務めさせていただきます。

初めに、インバウンド観光振興について伺いいたします。

まず、外国人への情報発信、認知度向上についてであります。

二〇一七年の訪日外国人旅行者数は約二千八百六十九万人と、五年連続で過去最高を更新しました。しかし、首都圏を中心にインバウンドの増加に沸く一方で、東北を訪れた外国人観光客数は全体の1%と少ない状況であります。言い方を変えれば、伸びしろも大いにあるということであります。このような状況のもと、国は二〇一六年度を「東北観光復興元年」と位置づけ、二〇二〇年までに東北の外国人宿泊者数を、二〇一五年の三倍の百五十万人に押し上げることを目指しています。東京五輪を控え、秋田でもこれまで以上にインバウンド誘致を推し進める必要があります。

では、外国人が日本の観光情報を得る場合、どのような媒体を活用しているのでしょうか。観光庁が発表している訪日外国人の消費動向調査によると、訪日外国人が出発前に日本の旅行情報を得るため活用し、最も多くの方が役に立ったと答えているのが、個人のブログで三〇%、次いでフェイスブックやツイッターなどのSNSが二一%、第三位が自国の親戚や知人からの情報が一七%となっております。このことから、観光情報の入手先は、個人の体験に基づく口コミ情報が大きなシェアと信頼を得ていることが分かります。

なお、インパクトがある情報や印象的な写真、動画などは、SNSの

共有、シェアの機能を利用することで簡単に拡散しやすい特徴があります。そこで、秋田県内を訪れた外国人観光客のツイートやブログなどの話題について、情報収集や解析を行うことは、県内の観光資源に対する外国人の関心度や満足度などを測るための貴重なデータであるとともに、観光地の魅力がどの程度認知されているのかを知るための有効な調査手法であると思いますが、分析は行っているでしょうか。分析されているとすれば、良い面や課題を含め、その結果に対してどのような見解を持ち、今後の事業に生かしていくのか、お伺いいたします。

また、市町村では、インバウンドを進める専門職員を配置しているところが少ないと思います。県において育成し、市町村と連携して事業を進める考えはないか、お伺いいたします。

次に、県内観光地におけるWiFi整備の状況についてであります。前段の質問で引用した観光庁の調査において、日本滞在中の情報源で役に立ったものを聞いたところ、スマートフォンを用いたインターネットが六九%、他を引き離して高く、次いでパソコンを用いたインターネットが十七%でした。また、日本滞在中にあると便利な情報を聞いた問いには、交通手段に関する情報が四五%、次いでWiFi整備に関する情報が四三%という結果でありました。これらの調査結果から、外国人旅行者にとって無料WiFiサービスは旅行に不可欠なインフラとなっている実態がうかがわれます。私も、WiFi環境の整備は、利用者の利便性のサービスとして、また、本県観光の魅力向上に資するツールの一つとして、首都圏に留まっている観光客に秋田へ足を伸ばしていただく貴重な取り組みの一つであるとともに、リアルタイムに県内の観光情報を紹介してもらええる機会の拡大につながるものと考えております。

そこで、現在、本県における観光地を中心としたWiFi環境がどの程度整備されているのか、お伺いいたします。

また、国では、防災等に資するWiFi環境の整備について、地方

を含め、二〇二〇年までに全国的な整備完了を目指しているようです。平時には観光情報の発信などにも活用できると思いますが、さきの整備状況と併せて、県の計画とその活用方法をお伺いいたします。

次に、インバウンドに係る取り組みの県内各地域への波及効果についてであります。

平成二十九年の速報値によると、外国人旅行消費総額は、前年比一七・八%の四兆四千六百六十一億円で、五年連続で過去最高を更新しています。政府は、これを二〇二〇年までには八兆円とする目標を掲げています。訪日外国人旅行者数は、平成十五年に政府が「ビジット・ジャパン事業」を開始して以来、いわゆるリーマン・ショックや東日本大震災などの困難がありながらも、消費額とともに増加基調を維持してきました。これは、日本が海外に向けてインバウンドの受け入れを積極的に呼びかけてきた姿勢や政策が、海外からの前向きな評価につながり、実を結んだものと考えています。

しかし、インバウンドの受け入れについて、本県を含め東北地方は大きく遅れをとっております。県が策定した「観光復興対策実施計画」では、遅れた理由を、海外市場から東北地方が知られていない、魅力が伝わっていない、他地域と比較してニーズが低い水準にあるとしており、私の地元にかほ市でも同様であると感じています。これは、政府が海外に向けて積極的にPRしてきた結果とはかけ離れており、恩恵の多くは首都圏を中心とした大都市や観光都市にもたらされてきました。観光事業は、観光客数の増加とともに消費額が増えるということが大変重要であります。本県が取り組んできたインバウンド事業による県内各地の波及効果がどの程度であったのか、お伺いいたします。

併せて、地域によってはインバウンド自体がほとんどなく、恩恵が実感できていない地域もあると思えますが、そういった地域と県が一緒になって誘客に取り組む考えはないのか、お伺いいたします。

次に、県内観光地の二次交通アクセスについてであります。

私がここで述べるまでもなく、県内各地には魅力的な観光地や観光資源がたくさん存在します。もちろん、訪れる方々の旅の目的はそれぞれでありますが、他の地域と比較しても決して資源が不足しているということではありません。しかし、さきの「観光復興対策実施計画」によると、本県のインバウンド延べ宿泊者数は、二〇一一年から徐々に伸びてきているものの、二〇一五年は東北六県で下から二番目であり、東北を訪問することへの抵抗感について、「移動できるか不安だから」という理由が上位に来ており、首都圏と離れた不慣れな地域での交通アクセスに対する不安感が率直な意見として挙げられています。観光客への満足度調査でも、「アクセス」は、他の調査項目に比べて満足度が低い現状となっております。

一例として、私の出身地であるにかほ市を取り上げさせていただきますが、平成二十五年のドステイネーションキャンペーンの際は、全国的な宣伝戦略が展開され、秋田新幹線の新型車両投入の効果もあり、本県を訪れる観光客は全体で伸びております。しかし、当時は、秋田市や男鹿市、新幹線沿線の観光地でにぎわいが見られた一方、にかほ市や由利本荘市の由利地域では、大型イベントであったにもかかわらず、その効果が確認できませんでした。残念ながら、にかほ市では、観光入込客数、宿泊客数ともに前年よりも減少しています。これには様々な要因があると思いますが、やはり大きな要因として、秋田空港や秋田駅からの二次交通アクセスの不便さが挙げられます。にかほ市では、二次交通アクセスの充実と周知を図るため、民間が主体となって「観光二次アクセス協議会」を設置しております。既に「秋田空港からにかほ市内間」、「庄内空港からにかほ市内間」、「市内から鳥海山エリア間」での運行を開始しております。しかし、従来よりも利便性の向上は図られているものの、料金設定や便数の状況から、利用者の満足度の改善などで十分な効果が期待できるところまでには至っておりません。他地域も同様に、公共交通機関に限られる中、二次交通アクセスの利便性を高めることは、

地域観光の命綱でもあります。

にかほ市は、秋田県の南の玄関口として、経済活動はもとより、本県観光誘客の窓口としても大変重要な地域であると思えます。これは、知事も私と同じ見解をお持ちであると思えます。二〇一六年の鳥海山・飛鳥ジオパークの認定により、観光地としての魅力が一つ加わった「にかほ」では、今年度は一千人を超える方々からガイド派遣を利用していただいております。にかほ市と二次交通アクセスが確立されることで、こういった方々をさらに県内各地へ誘導し、滞在型周遊観光を楽しんでいただくことも可能ではないかと思えます。県には、こういった需要を掘り起こしていただくためにも、二次交通アクセスの整備に積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

また、二〇一七年の秋田県へのクルーズ船の寄港は二十五回となり、過去最高を記録しました。今年も既に二十四回が予定されているようであります。クルーズ船からの誘客については、大曲の花火やクルーズ列車を運行した竿燈まつりなどがありますが、由利地域に対しても、二次交通アクセスを利用した誘客促進を実施していただきたいと思えますが、二次交通アクセスの整備に対する県の考え方をお伺いいたします。

次に、本県の火山対策についてお伺いたします。

今年一月二十三日午前十時二分頃、群馬県西部草津白根山の本白根山鏡池北火口から突然噴火が起きました。火口から一キロ以上離れたところまで噴石が飛んだことが確認され、近くの草津国際スキー場で訓練中だった陸上自衛隊員一名が噴石に当たって亡くなったほか、隊員やスキー客ら複数のけが人が出ました。このたびの噴火で亡くなられた方の御冥福を心からお祈り申し上げます。けがをされた方々の一日も早い全快を併せて願っております。

本白根山や北側にある白根山など複数の山は、合わせて「草津白根山」と呼ばれております。一九八三年十二月に噴火した白根山は、再び噴火する可能性が高いと予測されており、監視カメラを設置するなど警

戒をしていましたが、今回噴火した本白根山は、三千年以上大きな噴火の記録がなく、専門家も想定外で、監視カメラなど観測網の整備も進んでいませんでした。噴火の種類も、前触れなしに突然起こることが多く予測が難しい「水蒸気噴火」と見られています。こうしたことから、気象庁は噴火前、草津白根山の噴火警戒レベルを一から二以上に引き上げることができませんでした。まさに想定外だったのです。

火山対策については、死者・行方不明者六十三名を出した二〇一四年九月の長野県・岐阜県境にまたがる御嶽山の噴火を教訓に、活動火山対策特別措置法が改正されました。この法改正により、関係自治体は火山防災協議会を設置し、噴火警戒レベルに応じた住民や登山者への情報伝達方法や避難ルートなどの対策を、地域防災計画に盛り込むように義務づけられました。日本国内には百十一もの活火山があります。そのうち、四十九活火山が火山災害警戒地域に指定されており、周辺の自治体延べ百五十五市町村のうち、住民や登山者向けの具体的な避難計画を策定したのは、五十一市町村にとどまっております。草津白根山がある草津町は作成していませんでした。本県には、鳥海山、栗駒山、秋田駒ヶ岳、八幡平、秋田焼山、十和田の六つの活火山があり、このうち八幡平を除く五つの常時観測火山の関係市町村及び県は、火山災害警戒地域に指定されています。秋田駒ヶ岳は避難計画を策定済みですが、鳥海山、栗駒山、秋田焼山、十和田の四つの活火山の避難計画は、いまだ整備されておりません。

災害を完全に防ぐことはできませんが、被害を抑えることはできます。まさに減災であります。国民・県民の生命と財産を守ることが国や地方公共団体の責務であり、活火山を抱える本県においては、未整備箇所の避難計画を早急に策定すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、鳥海山の観測体制と火山泥流対策についてお伺いいたします。鳥海山は、これから暖かくなると、貴重な高山植物を楽しもうと毎年

多くの方が訪れる、登山者に大変人気の山となっております。現在は表だった火山活動の報告はありませんが、過去の経験から、今後、いつ噴火につながる異常な兆候があってもおかしくないとされており、鳥海山の観測体制としては、現在、上郷小学校付近に気象庁が監視カメラを設置しています。しかし、仮に噴火が起これば、カメラで確認はできると思いますが、異常を感知するには難しいのではないかと思います。そこで、費用や技術面、景観配慮の必要性等の課題はありますが、避難所機能を兼ね備えた観測網の整備について、県が主体となって進めていく考えはないか、見解をお伺いいたします。

鳥海山を抱えるにかほ市は、ひとたび噴火が起きれば、広範囲にわたって火山泥流の氾濫に見舞われ、その規模は日本海にまで達するとの被害予測が出されております。

ところで、北海道の十勝岳を抱える関係自治体では、十勝岳の火山泥流対策基本計画を策定し、泥流対策に取り組んでおります。同計画には、土砂災害を抑えるため、「砂防施設」の配置が盛り込まれており、十勝岳には多くの砂防施設が配置されております。しかし、こうした砂防施設を造るには、長い年月と多くの費用が必要となります。火山泥流被害の防止のため、火山砂防施設等のハード整備を進めることについて、県の見解をお伺いいたします。

次に「次世代農工連携拠点センター（仮称）」構想についてお伺いいたします。

AIやIoTに代表される「第四次産業革命」が世界的に進展しています。様々なモノがインターネットにつながるようになり、これまでは人間が機械を調整していたのに対し、人間の代わりにAIが機械を自動制御するようになります。生産性の向上や付加価値の創出による賃金の上昇、人手不足の解消に寄与すると期待されております。正直、この話を聞いたとき、私自身、いま一つ飲み込めないところがありました。先月、東京ビッグサイトで行われました、アジア最大級のエレクトロニ

クス製造・実装装置の技術展「インターネブコンジャパン」を視察し、多くの企業がAIやIoTといった技術を活用した製品、ソリューションを多数出展しているのを目の当たりにし、なるほど、AIやIoTの時代到来を肌で感じてまいりました。

また、AIやIoTは、製造業分野に限らず、既にありとあらゆる分野での活用が始まっています。農業もその一つであります。農林水産省は、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、農業の省力化や高品質生産を目指す新たな農業「スマート農業」を実現しようとしています。このような動きの中で、昨年十二月に、秋田県立大学における「次世代農工連携拠点センター」設置構想が県議会に示されました。同構想は、システム科学技術部と生物資源科学部が連携し、IoT、ICT、AI、ロボットやビッグデータなどを農業分野で活用することを見据えたもので、秋田独自のビジネスモデル・生産体制の構築など、農業の担い手確保に資する取り組みへの最新技術の導入を目指すものとされ、現在策定中の次期中期計画に盛り込むとのことであります。

本県農業は、米政策の見直しに伴う価格の下落懸念や生産者の高齢化、人口減少や若者の流出による労働力不足などを背景に、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。次世代農工連携拠点センターの設置構想は、最先端農業で日本一を目指すべく「秋田モデル」を確立し、しっかりと次の世代につないでいける可能性を秘めた取り組みであると思えます。

そこで、県は、県立大学とともにスピード感を持ってこの構想を推進していくべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、農業へのロボット導入については、今後の本格的な導入に向けて全国でも様々な取り組みがされており、例えば、北海道大学では、準天頂衛星初号機「みちびき」の測位信号を利用して、トラクターやコンバインなどの農業機械をロボット化する研究を行っています。あらかじめ走らせたコースをトラクター側に記憶させ、コースから外れないよ

うに修正する自動走行や、場所ごとに適切な肥料散布を行わせたりすることができるようであります。総合産業機械メーカー「コマツ」は、国と地方が進める地方創生事業の本社機能の地方移転等を契機に、地元回帰への取り組みを積極的に推進している企業の一つであります。これまで培ってきた産業機械技術を活用して、地元石川県の農業の生産性を高める取り組みを社会貢献活動の一環として行っています。

本県においても、こういった技術やノウハウを持つ大学や民間と連携して、最先端農業への開発投資や誘致を積極的に行うことで、他県に負けない高付加価値農産物の開発や県内関係企業の産業振興につなげていくべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、「日本一安全で誰もが安心して暮らせる秋田」の実現の取り組みについてお尋ねいたします。

秋田県警察では、昨年、高齢化率日本一の秋田県の特徴を捉え、全国警察に先駆けて「高齢者対策室」を設置するなど、県内の様々な情勢の変化に応じた体制を構築し、各種施策を積極的に展開してきたほか、現場対応能力の向上、特に若手警察官の育成に力を入れるなど、警察力強化に取り組んでおります。その成果として、昨年、刑法犯検挙率全国一位、犯罪認知件数も全国最少と大きく報じられたところであります。しかし、善良な高齢者が被害者となる特殊詐欺は、手口が悪質、巧妙化し、社会問題となつていることも見過ごせません。情報機器端末の普及拡大に伴い、複数をまたぐ犯罪、まさに犯罪のボーダレス化が進行していると言わざるを得ません。これに対応するために、県警のみならず全国警察が一体となるほか、関係機関・団体と緊密な連携を図り、さらなる犯罪の未然防止に務めていきたいと思えます。

昨年十一月下旬には、由利本荘市の本荘マリーナ付近に国籍不明の外人八名が漂着するなど、私の地元にかほ市を含む県内外各地の海岸に、数多くの木造船が漂着する事案が発生しています。さらには、ストーリーやDV、児童・高齢者虐待事案についても、毎日のようにテレビや

新聞で報じられております。これは、家庭環境の変化や地域コミュニティの希薄化、規範意識の変化などが複雑に絡み合う犯罪であり、現代社会を映し出している特徴的な犯罪ではないかと考えております。

犯罪防止や交通事故抑止、ストーカーをはじめとする人身安全関連事案への対応など、県警察の活動が秋田県の治安情勢に大きく影響することとは間違いありません。これからも、県民の安全で安心な暮らしを守るために、県警察における施策や取り組みのみならず、関係機関や団体を含めた総合的な対策、時代の変化に応じた新たな施策、そして何よりも警察官個々の対応能力の向上に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、「日本一安全で誰もが安心して暮らせる秋田」の実現へ向け、一月十五日付で新たに秋田県警察本部長に就任されました森末治県警本部長の意気込みをお聞かせ願います。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長（鶴田有司議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 佐々木議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、インバウンド観光振興について、外国人への情報発信等でございます。

近年、急速に増加している外国人の訪日需要を取り込むためには、特にインターネットを戦略的に活用した情報発信が、今後ますます重要になってまいります。海外に向けた情報発信については、SNSの普及等を踏まえ、国や地域の特性に応じて活用する媒体をきめ細かく選択する必要がありますことから、その都度、効果等の分析に努めており、例えば、台湾や韓国ではパワーブロガーの活用、香港ではテレビと連動したウェブサイトでPR、タイでは著名な俳優を活用したテレビ番組の放映など、対象マーケットを踏まえた効果的な手法により展開しております。

今後は、オープンデータやビッグデータを活用し、外国人旅行者の潜

在的なニーズや動向を把握する、デジタルマーケティングの手法を戦略的に用いた情報発信にも取り組んでまいります。

また、東北観光復興対策交付金を活用したインバウンド対策事業では、それぞれ事業評価指標を掲げ、効果検証を行っており、平成二十七年도에実施した事業については、北東北三県が連携して、ソーシャルメディアやウェブサイトの分析、旅行会社等へのヒアリング調査等を実施し、事業ごとに課題や改善点を明らかにし、次回の取り組みに反映させていただきます。

なお、当該交付金については、市町村に対しても積極的な活用を働きかけており、由利地域では、ジオパークを核とした旅行商品の造成を促進するなど、県内全域において、地域の市町村が連携した枠組みで、インバウンド誘客を図る取り組みを進めております。

県では、こうした市町村連携事業について、その進め方や事業評価指標の設定等を協議する段階から関与しているほか、市町村職員も含め、地域のインバウンド誘客に関わる人材を育成するための研修会等を随時実施しており、今後も、市町村と一体となったインバウンド誘客の取り組みを、積極的に推進してまいります。

次に、WiFi環境の整備でございます。

県内の観光地については、国の補助金を活用し、県や市町村による観光案内所や観光施設、道の駅等のWiFi環境の整備が着実に進められており、民間宿泊施設についても、観光連盟の調査によると、会員施設のうち八五%が整備済みとなっております。今後、外国人観光客の一層の利便性の向上に向け、主要観光地においては、大都市圏と同様に一定のエリアで自由に無料WiFiを利用できる環境の整備を進めていく必要があるものと考えております。

また、防災等のためのWiFi環境の整備については、国の計画において、二〇二〇年までに全国の主要な観光・防災拠点とされる約三万箇所を整備を推進することになっております。県内では、県と市町村を

合わせて五百四十八箇所が整備対象拠点となっておりますが、そのうち県では、本庁舎及び第二庁舎の二カ所を整備したほか、今後、地域振興局や県立学校の五十三カ所を整備を進めることとしております。

これらの施設にWiFi環境を整備することにより、災害時には、避難者等による情報収集や情報発信のための通信基盤として利用できるほか、平常時には、外国人観光客等の観光関連情報の収集にも役立てていただきたいと考えております。

次に、県の取り組みの波及効果についてであります。

平成二十八年の「宿泊旅行統計調査」をもとに地域別の外国人宿泊者数を推計すると、秋田・男鹿地域が全体の三七・五%の約二万五千人と最も多く、次いで仙北地域の約二万一千人、鹿角地域の約九千人と、大規模な宿泊施設を有する地域が上位となっております。観光消費額については、宿泊による支出が大きなウエイトを占めることから、インバウンドによる経済効果についても、これらの地域に集中し、地域間の偏りが生じております。

外国人宿泊者数が増加している地域を見ると、その要因として、例えば、仙北地域では、田沢湖高原の宿泊施設における海外での積極的な営業活動や、秘湯を売りにした乳頭温泉郷の効果的な情報発信に加え、近年では農家民宿における教育旅行の受け入れなども進み、地域全体でインバウンド誘客を拡大しようとする機運が高まってきていることが挙げられます。インバウンドによる経済効果の地域間の偏りの解消を図るためには、今後、こうした取り組みを県内全域に広げていくことが重要でありますので、観光連盟との連携を図りながら、地域における民間事業者への働きかけや、地域一体となった態勢づくりを支援してまいります。

また、各市町村でインバウンド対策を推進していく上で、首長のリーダーシップは欠かせないものであり、近年、私自ら行う海外トップセールスに市町村長が同行し、積極的にPRを行った結果、インバウンドの

増加につながっている事例も増えてきており、県としましては、今後も市町村への働きかけを継続し、県内各地におけるインバウンド誘客の拡大に結びつけてまいります。

次に、二次交通アクセスについてであります。

訪日外国人観光客の個人旅行への移行が急速に進む中、航空機や新幹線を利用して本県を訪れる個人旅行者に対し、空港や駅といった主要交通ターミナルから次の目的地への移動手段を提供することは、インバウンド誘客を拡大する上で重要な取り組みであります。平成二十八年四月に運行を開始した、男鹿半島あいのりタクシー「なまはげシャトル」については、県が構想段階から地元での協議に参画し、予約サイトの多言語化への支援等を実施しておりますが、今年度は既に利用者が五千人を超え、このうち外国人利用者が三百人に達するなど、大きな成果を上げております。こうした取り組みを県内各地に広げていくため、今年度から、二次交通の利便性の向上や、新たな整備を検討する市町村に対し、専門アドバイザーの派遣による支援を行っており、にかほ市及び由利本荘市においても、地域が一体となったPR活動の展開や、環鳥海エリアにおける二次交通のあり方等に関する検討を進めているところであります。

二次交通の改善に向けては、行政はもとより、観光事業者や交通事業者など、地域の関係者が連携して主体的に関わっていくことが重要であると考えており、県としましても、地域の意欲的な取り組みに対し、積極的に支援してまいります。

なお、クルーズ船からの誘客については、昨年三月に、寄港による経済効果を広く県内に波及させることを目指して「あきたクルーズ振興協議会」を設立し、官民が一体となった受入態勢の強化等を進めておりますので、この組織を効果的に活用して、地域での課題解決につなげていただきたいと思います。

次に、火山対策について、避難計画の策定でございます。

火山の噴火による被害を防ぐためには、噴石や火砕流などの被害が及ぶおそれがある地域について、事前に入山規制や避難を行うことが重要であり、日ごろから登山者や住民に対して適切に情報を伝達するとともに、迅速に避難できる体制の構築が求められております。

本県では、秋田焼山など五つの火山について、隣県や関係機関で構成する火山防災協議会を組織し、火山ごとに避難計画の策定に取り組んでおりますが、策定に当たっては、その前提となる「噴火シナリオ」や「ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」を、それぞれ専門家の意見を踏まえ、段階的に定めていく必要があります。現在、秋田焼山については避難計画の策定作業を進めているほか、鳥海山、栗駒山及び十和田についても計画策定の前提となる噴火警戒レベルの導入に向けた検討を行っているところであります。

避難計画は、避難する場所や経路などを具体的に示し、住民等の防災行動の指針となるものであり、可能な限り早急に策定するよう、引き続き取り組むとともに、地元市町村との連携のもと、登山者や住民に向けた火山情報の周知のほか、避難訓練の実施等に努め、県民の火山防災意識の向上を図ってまいります。

次に、鳥海山の観測体制の整備でございます。

鳥海山については、気象庁が監視カメラをにかほ市上郷に、また、地震計や傾斜計などを同市観音森に設置しているほか、国土地理院や東北大学がGPSを使った観測機器等を設置するなど、二十四時間体制で監視しております。また、国では、このたびの草津白根山の噴火を受け、全ての常時観測火山について過去の噴火履歴や現在の監視体制を精査し、観測機器の追加配置等観測網のさらなる整備を検討することにしております。

こうした国の動向を踏まえ、県では、火山防災協議会における議論等を通じ、避難小屋への監視カメラの設置などについて働きかけてまいります。さらに、火山の噴火を予測することは難しいという前提に立ち、

気象台、市町村等の関係機関と連携し、避難小屋や登山者などに対して火山性地震の発生状況等を迅速に情報伝達できる仕組みを構築したところであり、今後とも、万が一の際の被害を最小限にとどめる火山防災体制づくりを推進してまいります。

次に、火山泥流対策についてであります。

恒久的なハード対策には多大な費用がかかることから、国のガイドラインでは、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、減災を目的としたハード・ソフト両面からなる緊急対策を効果的に実施し、被害をできる限り軽減することが重要とされており、そのための計画策定が求められております。

鳥海山においては、国が主体となり、秋田・山形両県や学識経験者等による検討委員会を設立し、平成二十六年に減災計画を策定したところであり、噴火の予兆があった場合、既設の砂防堰堤を活用した土砂ボケットの確保や、人家周辺への大型土のう設置などの緊急対策を実施することにしております。今後、実際の予兆現象の発生時に、これらの対策が円滑に行われるよう、関係機関と連携を図りながら、資材の備蓄等の必要な準備を進めるなど、火山泥流に対する減災対策に取り組んでまいります。

次に、「次世代農工連携拠点センター」構想でございます。

まず、センター設置の推進でございますが、県立大学においては、農業試験場など公設試験研究機関の要請に応じ、工学系の知見を農業分野に活用してまいりましたが、次期中期計画においては、従来の農学の枠にとらわれず、農学系と工学系を融合した体制を新たに構築した上で、それぞれの強みを生かした組織横断的な教育・研究を行い、将来の本県農業を担う人材を育成するとともに、県内企業の技術支援に取り組んでいくこととしております。

設置に当たっては、IoTやAI、ビッグデータなど、目まぐるしく進歩を続ける技術を先取りし、スピード感を持って検討を進めることは

もとより、本県農業の現状や課題に対する認識を関係者と共有した上で、大学としての目標と役割を明確にし、単に農業機械・器具の開発にとどまらない、若者から関心を持ってもらえるような秋田の次世代農業のあり方をデザインしていく必要があるものと考えております。

今後、大学において、農業従事者や県内企業など広く学外者の意見を求めながら、スケジュールを含めて設置に関する検討を進めていくことになりませんが、県としましても、農業の振興のみならず、県内企業の振興の観点からも大学と継続的に協議を行い、できる限り早期に構想が取りまとめられるよう努めてまいります。

次に、農業への先進技術の導入と産業振興でございます。

農業分野においても、高齢化や担い手不足が進む中、ロボットやIoT等の先進技術の活用は、省力化や大規模生産を実現し、高品質な農作物の安定生産につながるものと期待しております。こうしたことから、第三期ふるさと秋田元気創造プランにおいては、自動運転トラクター等のロボット農機による水稲の超省力生産技術の確立や、パワーアシストスーツを活用した重量作物における作業の軽労化、栽培環境を自動制御するシステムによる大規模団地での園芸品目の安定生産等に取り組むこととしております。

また、現在、産学官で構成する「秋田県次世代農業機器研究会」において、IoT技術を活用した栽培管理システムの研究開発等に取り組んでおり、研究会の活動や、産業用ドローンなど、農業機器の開発に取り組む県内企業を支援することにより、産業の振興につなげてまいります。私からは以上でございます。

【警察本部長（森末治君）登壇】

●警察本部長（森末治君） 佐々木議員から御質問のありました、「日本一安全で誰もが安心して暮らせる秋田」の実現の取り組みについてお答えいたします。

県警察では、昨年、刑法犯の認知件数が十六年連続で減少するとともに、

に、検挙率が全国一位、また、官民一体となった交通安全総合対策の推進により、交通事故発生件数、死者数、負傷者数ともに大幅に減少させることができました。しかしながら、殺人や強盗などの凶悪事件が発生したほか、高齢者が被害を被る特殊詐欺や子供・女性が被害者となるストーカー及びDV事案の認知件数は、高止まりの状況にあります。さらに、交通事故死者数に占める高齢者の割合は依然として高く、解決すべき課題は山積しております。

このような情勢に基づき、県警察では、平成三十年の運営の基本方針のもとに、「社会環境の変化に対応した警察機能の強化」、「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」など七項目を重点目標に定め、各種警察活動を推進しているところであります。

人口減少と少子高齢化に直面する本県の現状を踏まえ、県民の平穏な生活を脅かす事件事故や災害から、どこまでも県民の安全・安心を守り抜く警察を確固たるものとするべく、警察活動の基盤や産学官民との連携を強化しつつ、社会環境の変化に即した施策を推進し、「日本一安全で誰もが安心して暮らせる秋田」の実現に向けて強力に取り組んでまいります。

●議長（鶴田有司議員） 五番佐々木議員の質問は終わりました。

次に、日程第二、知事の説明を行います。知事の発言を許します。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 追加提案いたしました議案の説明に先立ち、大雪への対応について申し上げます。

この冬は、例年になく厳しい寒波に見舞われ、累積降雪量が過去五年間の県平均の一・四倍に達するなど、県南部を中心に記録的な大雪となっております。また、雪おろし作業中の転落等により、七名の方が亡くなられるとともに、百四十二名の方が負傷されております。亡くなられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

県では、去る十三日に「災害連絡室」を設置し、市町村と連携しながら機動的な除排雪に努めるとともに、危険箇所 の点検や注意喚起を行ってきたところでありま す。除雪費については、過去最高となった平成二十四年度を上回るペースとなっていることから、今回増額補正を提案しておりますが、来週にも、私自ら関係大臣を訪問し、道路除雪や地域の共助による除排雪への支援など、大雪に関する緊急要望を行いたいと考えております。

引き続き、屋根の雪おろし事故等の防止に向け注意を促してまいりますが、今後、融雪期を迎え、道路法面等の雪崩の発生や、農業生産施設、果樹などへの被害の拡大も懸念されることから、関係機関と連携しながら、雪害対策の徹底に努めてまいります。

県民の皆様には、事故に十分注意していただくようお願い申し上げます。

次に、追加提案いたしました補正予算案及びその他の議案について説明申し上げます。

このたびの補正予算案は、国の補正予算に係る事業等について計上するものであり、林業・木材産業の競争力向上に向けた取り組みや意欲ある農業者の高収益な作物・栽培体系への転換に対する助成等を行うとともに、公共事業については、土地改良、河川等の補助事業や国直轄事業の負担金を計上しております。このほか、今冬の除雪費の見込みにより、道路除雪費等を増額しております。

一般会計補正額は、二百二十七億七千六百三十七万円であり、補正後の総額は、六千二百九十七億七千二百九十一万円となります。

次に、単行議案の主なものについて申し上げます。

「平成二十九年 度 県 営 土 地 改 良 事 業 に 要 す る 経 費 の 一 部 負 担 の 変 更 に つ い て」は、関係市町村の負担額の変更を行おうとするものであります。

以上、提出議案の概要について申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 次に、日程第三、予算特別委員会への議案付託の件を議題といたします。

お諮りします。議案第百六号は、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第百六号は、予算特別委員会に付託されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十四分散会